

丹後天橋立大江山国定公園

指 定 書

及 び

公 園 計 画 書

(案)

平成 年 月 日

環 境 省

丹後天橋立大江山国定公園

指 定 書

目 次

| | | |
|---|--------------|----|
| 1 | 指定理由 | |
| 2 | 地域の概要 | |
| | (1) 景観の特性 | 4 |
| | ア 地形、地質 | 4 |
| | イ 植生 | 5 |
| | ウ 野生動物 | 6 |
| | エ 自然現象 | 6 |
| | オ 人文その他の特殊景観 | 7 |
| | (2) 利用の現況 | 8 |
| | (3) 社会経済的背景 | 9 |
| | ア 土地所有別 | 9 |
| | イ 人口及び産業 | 9 |
| | ウ 権利制限関係 | 10 |
| 3 | 公園区域 | 17 |

1 指定理由

本地域は、丹後半島海岸地区、世屋高原地区及び大江山連峰地区の3つの景観区からなる地域である。

丹後半島海岸地区は、若狭湾国立公園に指定されている区域のうち由良川より西側の海岸地域であり、海食崖、海岸段丘のほか、天橋立に代表される砂州、良好な砂浜等の変化に富んだ海岸地形が続き、優れた海岸景観を呈している。

丹後半島の中央に位置する世屋高原地区は、権現山、依遅ヶ尾山、太鼓山、金剛童子山、汐霧山など標高600m内外の山々に囲まれた世屋高原を中心とする地域であり、近畿地方では有数の規模を持つクリ、ミズナラ、シデ等の落葉広葉樹林がみられ、四季の変化に富んだ森林景観を呈している。また、山間には希少な植物の群落や湿地、渓谷、滝などが随所にみられ、山頂部からは日本海を見下ろす半島ならではの眺望が得られる。さらに、近畿地方では貴重なブナ林や、国内希少野生動植物種であるアベサンショウウオの生息地が分布している。

丹後半島の南に位置する大江山連峰地区は、赤石ヶ岳、大江山（千丈ヶ嶽）、鳩ヶ峰、鍋塚、鬼の岩屋、杉山、赤岩山といった標高600mから800mの山々が東西に連なり、優れた山岳景観を呈している。これらの山々では、ミズナラ、リョウブ等からなる落葉広葉樹林の四季折々の姿や、稜線からの360度遮るものない良好な眺望、海原のような雲海など、多様な自然景観を望むことができる。また、近畿地方においては有数のブナ林、特殊な地質の影響を受けた植生、ササ群落、ススキ草原等の変化に富んだ自然環境がみられ、希少な野生動植物の生息・生育地にもなっている。

これらの地域は、このような多様で優れた自然景観に加え、棚田等の農地を含む山村、社寺等といった歴史・文化的景観も有している。

このように、本地域を構成する3つの景観区はそれぞれ独自の景観的特徴を有し、いずれも我が国における傑出した自然の風景地である。

丹後半島を中心とした海岸から山地に至る景観の連続性、利用の一体性を確保する観点から、これらの地域を一体的に国立公園として指定し、当該地域の風致景観の維持と適正な利用の推進を図るものである。

2 地域の概要

(1) 景観の特性

ア 地形、地質

(ア) 地形

① 丹後半島海岸地区

本公園の海岸部には、岬角、湾入等の特徴のある海岸地形が連続してみられ、これらのうち、断層の発達、岩脈、火成岩の節理、洞門洞窟等は地学的に注目される景観となっている。

天橋立は、宮津湾の北西岸の江尻より南西方向に突出した、長さ約 3.6km、幅 20～150m（平均約 50m）の典型的な砂州である。

経ヶ岬より東、宮津湾側の海岸は断層海岸となっており、北東部の海岸には高さ 100m 以上に達する急峻な断崖が続いている。鷲崎、新井崎、野室崎、経ヶ岬等には、安山岩からなる小突出と小湾入が見られ、これらの海岸には砂浜が少なく、崖の上から転落した岩石の巨塊が堆積しているか、あるいは崖が直接海水に浸されている。また、新井崎、野室崎には狭いが高さ 60m～80mの海岸段丘が認められる。

経ヶ岬より西には海岸段丘が発達し、段丘の端が直接海に臨んでいるか、砂浜になっている。これらの海岸段丘は地塊の隆起によって生じたもので、その高さと幅は東で大きく、西に向かうにつれて減少している。間人海岸の城島は第三紀層から成る小島である。また、網野町三津から福田川にかけては砂丘が発達している。

② 世屋高原地区

世屋高原は、その大部分が地形分類上の中起伏山地に分類されており、準平原化作用による山頂緩斜面部が形成されていることと、太鼓山の周辺や木子周辺に大規模な地すべり地がみられることが特徴となっている。

標高の高い山としては、太鼓山（683m）、角突山（629m）、汐霧山（647m）、鼓ヶ岳（569m）、高尾山（620m）、金剛童子山（613m）、権現山（600m）、船津山（548m）があり、世屋高原はこれらの山に囲まれ、南北に高原状の地形をなしている。

太鼓山や依遅ヶ尾山は、安山岩系の非火山性弧峰で、突出したその地形は、地域のランドマークにもなっている。碓高原は安山岩で形成された台地地形であり、牧場はこの台地地形の端に位置するため日本海側の眺望が良く、眺望地となっている。

大フケ湿原は、地すべり地形の上に形成された高層湿原であり、この特殊な環境をうけて、ハッチョウトンボ、モウセンゴケ等の湿地性の貴重な動植物の生息・生育地になっている。

このほかには、宇川穿入蛇行、味土野大滝などが優れた地形景観を有している。

③ 大江山連峰地区

大江山連峰は大部分が中起伏山地に分類されるが、標高の高い大江山（千丈ヶ嶽）と杉山は大起伏山地になっており、固い岩質のため残丘状に突き出た隆起地を持つのが特徴である。

標高の高い山としては、大江山（千丈ヶ嶽）（832m）、赤石ヶ岳（736m）、鳩ヶ峰（746m）、鍋塚（763m）、権現山（527m）、江笠山（728m）、三国山（577m）、三岳山（839

m)、天ヶ峰 (632m)、杉山 (697m)、赤岩山 (669m) がある。

佛性寺にある二瀬川溪谷も優れた地形景観を有している。

(イ) 地質

① 世屋高原地区

世屋高原の地質は、主に火山性岩石の安山岩質岩石であり、高原の東側から海側にかけては固結堆積物の礫岩や石英岩・砂岩・泥岩互層になっている。

特に安山岩の分布がみられる部分は、現存植生図のコナラ群落、アカシデーイヌシデ群落の分布と一致している。

② 大江山連峰地区

大江山から南側と東側には固結堆積物の泥質岩、また大江山から杉山方面にかけては深成岩類の蛇紋岩質岩石がみられ、これらの分布は、植生図のコナラ群落の分布と一致している。

大江山連峰には蛇紋岩等の超塩基性岩質の分布がみられることが特徴であり、この地質の影響を受け、蛇紋岩地のヒュウガミズキや、カンラン岩地のタンゴグミ、シモツケ等、この地区特有の貴重な植物が分布している。

また、大江山連峰周辺には、ニッケルやタンゲステン等の鉱物の産地もみられる。

西部県境の権現山から江笠山、三国山、三岳山にかけての地質は深成岩類の花崗岩質岩石になっている。

イ 植生

① 丹後半島海岸地区

この地区は、暖帯の北部にあたり、その植物を総括的にいえば暖帯性常緑樹、温帯性落葉樹が混生している。沿岸地にはクロマツが多く、タブノキ、モチノキ、トベラ、ヤマモモ、シロダモ等の常緑広葉樹林があり、沿岸地以外のところでは、シイ、カシ類を主体とする常緑広葉樹林が繁茂している。特にこの地方では、寒地性と暖地性の海岸植物が混生しているのが特色で、これは日本海岸の海流が寒暖共存する影響によるもので、スナジノギクのような本邦南部および対馬に自生するものや、中央アジア、シベリア、満州等に自生するトウテイラン等が丹後海岸に自生する。更に暖地性海浜植物のタブノキ、ネズミモチ、トベラ、カクレミノ、シロダモ等の木本類が自生しているのも海流の影響と思われる。

② 世屋高原地区

世屋高原には、主にコナラ群落とアカシデーイヌシデ群落が広く分布しているほか、小さいがブナーミズナラ群落、クリーミズナラ群落が分布している。これらの群落はブナクラス域の代償植生ではあるが、北近畿地域や京都府域では分布が少なく、比較的自然性が高いものとされている。

貴重な群落としては、上世屋には特定植物群落に選定されている「上世屋のミズナラ林」、味土野には「味土野のシデ林」がみられる。また、本公園に隣接している特定植物群落「上世屋のブナ林」は、京都府自然環境保全地域に指定されている。

なお、本地区内には、スギ・ヒノキ・サワラ植林地は比較的少ない。

③ 大江山連峰地区

大江山連峰の稜線部には、ブナクラス域の自然植生であるヒメアオキブナ群集やミズナラーリョウブ群集と、ブナクラス域の代償植生であるクリーミズナラ群落、アカシデーイヌシデ群落、ササ草原、ススキ群団も見られ、地域の里山利用と密接なつながりをもった山塊であることが推察できる。杉山から赤岩山にかけても、ブナクラス域の自然植生であるミズナラーリョウブ群集があり、ブナクラス域の代償植生であるアカシデーイヌシデ群落、クリーミズナラ群落がみられる。これらは、京都北部地域における貴重なブナクラス域の植生となっている。

大江山連峰の中腹斜面の南側は、主にコナラ群落かスギ・ヒノキ・サワラ植林になっており、北側は主にアカマツ群落かスギ・ヒノキ・サワラ植林になっている。

元伊勢外宮には、社寺林の中にヤブツバキクラス域の自然植生であるシラカシ群集がみられ、元伊勢内宮では同様にヤブツバキクラス域の自然植生であるサカキコジイ群集がみられる。また、内宮の西側に隣接して天岩戸神社の社寺林（城山）があり、ここにもヤブツバキクラス域の自然植生であるヒメアオキウラジロガシ群集が見られる。これらはいずれも小面積ではあるが、本地域におけるヤブツバキクラス域の自然植生として自然性の高いものとされている。

貴重な群落としては、大江山周辺に特定植物群落である「鬼岳のブナ林」、「大江山のミズナラーリョウブ林」、「大江山のタンゴグミ」、「大江町内宮のシイ林」、「城山の原生林」、「大江町内宮のデワノタツナミソウ」がみられる。また、三岳山周辺の下野条には、特定植物群落である「下野条のシデ林」がみられる。

ウ 野生動物

本公園内の貴重な動物としては、哺乳類ではニホンツキノワグマが、冬ごもりをする樹洞が存在するブナ、ミズナラを主とする落葉広葉樹林地に生息している。

鳥類では、良好な森林を有する大江山山頂周辺にジュウイチ、コルリ、コムクドリ等が生息している。また、ササ、ススキ草地や低木林のみられる大江山山稜部では、クマタカ、ハチクマ等の猛禽類の飛翔行動が確認されたり、ハギマシコのような草本類の種子を好む冬の渡り鳥の越冬もみられる。

両生類・は虫類では、ダルマガエル、モリアオガエル、ヒダサンショウウオ、アベサンショウウオ、ハコネサンショウウオが貴重な種として挙げられる。

昆虫類では、貴重なものとしてギフチョウ、オオムラサキ、ウスバシロチョウ、フジミドリシジミ、ハッチョウトンボ、アカエゾゼミ、エゾハルゼミ、ゲンジボタル、ウエツキブナハムシ、ヨコヤマヒゲナガカミキリ、コマバムツボシヒラタアブ等の種が生息している。また、大江山連峰の山稜に位置する「鬼の岩屋」には、ここがタイプ産地となっているシュテンメクラチビゴミムシが生息している。

エ 自然現象

本公園内の自然現象としては、「鳴き砂」と「雲海」があげられる。丹後半島海岸地区にある「琴引浜」は代表的な鳴き砂の浜となっており、「残したい日本の音風景 100 選」や「日

本の渚・百選」等に選定されている。そのほかには「砂方浜」も鳴き砂の浜で有名である。

大江山連峰地区内では、三岳山や舞鶴湾などが雲海が比較的よく見られる場所となっており、その風景は地域を特徴づけるものとなっている。

オ 人文その他の特殊景観

日本三景として古くから親しまれており、国の特別名勝にも指定されている天橋立のほか、酒吞童子の伝説にまつわる場所や、成相寺、大江山連峰の鬼嶽稲荷神社、三重県の伊勢神宮の元になったといわれる元伊勢内宮、元伊勢外宮、天岩戸神社等の社寺などが優れた文化景観を有している。

また、山麓域には棚田を有する里地里山が広がっている。

(2) 利用の現況

丹後半島や若狭湾沿岸を含む京都府北部一帯は丹後地域と呼ばれ、宮津市、福知山市、舞鶴市、京丹後市、伊根町及び与謝野町等からなる地域で、人口は約 20 万人である。

丹後半島は京都府の北部に位置し、若狭湾西岸域を形成している。日本三景の「天橋立」をはじめ、日本海に面した由良、奈具海岸や経ヶ岬等の景勝地や、伊根の舟屋やちりめん街道等の観光資源に恵まれ、年間約 600 万人の観光客が訪れている。

関西方面からの観光客が多く、近年は京阪神と結ぶ京都縦貫自動車道や兵庫県豊岡市と舞鶴市及び宮津市と福知山市を結ぶ鉄道等の交通基盤が整備され、当該地域へのアクセスが容易となっている。

本公園に係る市町の観光客数の推移及び若狭湾国定公園の利用者数の推移は、次表のとおりである。

市町別観光客数の推移

(単位：人)

| 市町別利用者数 | 昭和58年 | 昭和63年 | 平成5年 | 平成10年 | 平成15年 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 福知山市 | 267,225 | 340,521 | 579,681 | 611,522 | 791,345 |
| 舞鶴市 | 680,000 | 687,000 | 926,000 | 1,378,062 | 1,153,375 |
| 宮津市 | 2,173,000 | 2,430,000 | 2,627,000 | 2,479,000 | 2,687,000 |
| 京丹後市 | 335,191 | 541,195 | 562,194 | 1,141,401 | 890,989 |
| 伊根町 | 48,000 | 155,200 | 385,100 | 257,795 | 260,660 |
| 与謝野町 | 161,286 | 217,128 | 303,337 | 1,139,354 | 1,285,620 |
| 合計 | 3,664,702 | 4,371,044 | 5,383,312 | 7,007,134 | 7,068,989 |

※福知山市は、今回指定に係のある旧福知山市と旧大江町の合計、京丹後市は今回指定に係のある旧大宮町、旧網野町、旧丹後町、旧弥栄町の合計で、与謝野町は今回指定に係のある旧加悦町、旧岩滝町、旧野田川町の合計である。

出典：京都府観光統計

若狭湾国定公園の利用者数の推移

(単位：万人)

| 若狭湾国定公園利用者数 | 昭和58年 | 昭和63年 | 平成5年 | 平成10年 | 平成15年 |
|-------------|-------|-------|------|-------|-------|
| 全体 | 957 | 1,021 | 959 | 1,003 | 1,006 |

出典：2006 自然公園の手引き（財団法人 国立公園協会）

(3) 社会経済的背景

ア 土地所有別

本公園の公園区域(陸域)19,023haのうち、国有地207.9ha(1%)、公有地303.2ha(2%)、私有地18,511.9ha(97%)となっている。

イ 人口及び産業

(ア) 人口推移

本公園に係る市町の人口推移は、次表のとおりである。

市町別人口の推移(各年10月1日現在)

(単位:人)

| 区分 | 昭和55年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 福知山市 | 70,308 | 72,498 | 72,751 | 73,803 |
| 舞鶴市 | 97,578 | 96,333 | 94,784 | 94,050 |
| 宮津市 | 28,881 | 26,450 | 24,937 | 23,276 |
| 京丹後市 | 44,877 | 41,877 | 40,844 | 40,157 |
| 伊根町 | 4,021 | 3,586 | 3,361 | 3,112 |
| 与謝野町 | 28,061 | 26,371 | 25,939 | 25,593 |

※福知山市は、今回指定に係のある旧福知山市と旧大江町の合計、京丹後市は今回指定に係のある旧大宮町、旧網野町、旧丹後町、旧弥栄町の合計で、与謝野町は今回指定に係のある旧加悦町、旧岩滝町、旧野田川町の合計である。

出典:平成12年度国勢調査資料による

(イ) 産業別就業人口

本公園に係る市町の産業別就業人口は、次表のとおりである。

産業別就業人口

(単位:人、%)

| | 第1次産業 | | 第2次産業 | | 第3次産業 | | 就業者総数 |
|------|-------|------|--------|------|--------|------|--------|
| | 人口 | 構成比 | 人口 | 構成比 | 人口 | 構成比 | |
| 福知山市 | 2,749 | 7.3 | 12,723 | 33.5 | 22,479 | 59.2 | 37,951 |
| 舞鶴市 | 2,516 | 5.5 | 13,925 | 30.2 | 29,655 | 64.3 | 46,096 |
| 宮津市 | 1,074 | 9.3 | 2,987 | 26.0 | 7,442 | 64.7 | 11,503 |
| 京丹後市 | 1,930 | 9.0 | 9,465 | 44.3 | 9,983 | 46.7 | 21,378 |
| 伊根町 | 392 | 25.1 | 286 | 18.3 | 883 | 56.6 | 1,561 |
| 与謝野町 | 613 | 4.5 | 6,483 | 47.6 | 6,522 | 47.9 | 13,618 |

※福知山市は、今回指定に係のある旧福知山市と旧大江町の合計、京丹後市は今回指定に係のある旧大宮町、旧網野町、旧丹後町、旧弥栄町の合計で、与謝野町は今回指定に係のある旧加悦町、旧岩滝町、旧野田川町の合計である。

出典:平成12年度国勢調査資料による

ウ 権利制限関係

(ア) 保安林

(国有林)

| 種 類 | 位 置 | 重複面積 (ha) | 指定年月日 |
|-------|------------------------|-----------|----------|
| 水源かん養 | 京都府宮津市内 京都大阪森林管理事務所 | 24.10 | S45.11.4 |
| 干害防備 | 京都府宮津市内 京都大阪森林管理事務所 | 28.45 | M36.2.3 |
| 魚つき | 京都府宮津市内 京都大阪森林管理事務所 | 92.90 | T10.9.5 |

(民有林)

| 種 類 | 位 置 | 重複面積 (ha) | 指定年月日 |
|-------|---------|-----------|---|
| 水源かん養 | 京都府福知山市 | 1,415 | S29.10.23 S29.10.26 S34.5.13 S34.10.30 S43.4.24 S61.5.22 H 2.1.30 H 5.6.8 H 6.12.7 H13.7.9 H15.8.26 H17.2.15 |
| | 京都府舞鶴市 | 42 | S26.4.5 S29.10.23 S35.5.11 H 4.5.15 H 6.12.19 |
| | 京都府宮津市 | 551 | S 5.2.26 S26.4.5 S43.4.24 S45.11.4 S53.6.7 H12.6.16 |

| 種 類 | 位 置 | 重複面積 (ha) | 指定年月日 |
|--------|------------|-----------|--|
| 水源かん養 | 京都府京丹後市 | 1,446 | S63. 11. 2 H 8. 4. 8 H 9. 5. 29 H 9. 7. 11 H 9. 8. 28 H13. 5. 29 H13. 6. 29 H15. 8. 1 H15. 12. 19 H17. 7. 29 H17. 9. 13 |
| | 京都府与謝郡与謝野町 | 652 | T 1. 4. 6 S 3. 3. 20 S26. 4. 5 S43. 4. 24 S43. 8. 12 S58. 3. 19 S61. 8. 7 H 1. 11. 29 H 2. 5. 10 H 5. 4. 8 H 6. 12. 7 H12. 11. 24 H16. 3. 30 H17. 6. 7 H18. 12. 12 |
| 土砂流出防備 | 京都府福知山市 | 36 | S13. 4. 25 S46. 3. 22 S46. 8. 26 S53. 3. 28 H12. 2. 9 |
| | 京都府舞鶴市 | 1 | S13. 4. 25 S43. 11. 8 S58. 2. 18 H18. 11. 2 |

| 種 類 | 位 置 | 重複面積 (ha) | 指定年月日 |
|--------|-----------|-----------|--|
| 土砂流出防備 | 京都府宮津市 | 194 | T 2. 4. 12 T10. 4. 6 S 2. 4. 18 S 5. 5. 29 S11. 4. 24 S12. 5. 24 S13. 4. 25 S18. 4. 19 S43. 4. 24 S46. 8. 26 S47. 12. 5 S49. 12. 5 S52. 3. 23 S52. 8. 5 S53. 1. 7 S53. 6. 7 S53. 10. 24 S55. 1. 22 S57. 11. 11 S57. 12. 9 S57. 12. 27 S58. 2. 15 S60. 10. 31 H 1. 2. 17 |
| | 京都府京丹後市 | 269 | T 8. 3. 31 S 5. 5. 29 S11. 4. 24 S14. 5. 9 S15. 5. 11 S17. 4. 17 S34. 12. 12 S45. 8. 26 S59. 3. 1 S61. 7. 10 |
| | 京都府与謝郡伊根町 | 97 | S11. 4. 24 S12. 5. 25 S43. 8. 12 S49. 12. 5 S50. 11. 27 S52. 8. 5 S60. 6. 17 H 1. 11. 29 H 6. 12. 7 H 9. 6. 26 |

| 種 類 | 位 置 | 重複面積 (ha) | 指定年月日 |
|------------|------------|-----------|---|
| 土砂流出防備 | 京都府与謝郡与謝野町 | 67 | T 2. 4. 12 |
| | | | T10. 4. 6 |
| | | | S 4. 4. 9 |
| | | | S 5. 5. 29 |
| | | | S11. 4. 24 |
| | | | S12. 5. 24 |
| | | | S15. 5. 11 |
| | | | S17. 4. 17 |
| | | | S45. 8. 26 |
| | | | S46. 7. 27 |
| | | | S46. 8. 26 |
| | | | S47. 12. 5 |
| | | | S48. 12. 28 |
| | | | S49. 4. 23 |
| | | | S49. 12. 5 |
| | | | S50. 8. 27 |
| | | | S50. 11. 27 |
| | | | S52. 8. 5 |
| | | | S53. 10. 24 |
| | | | S55. 1. 22 |
| S57. 12. 9 | | | |
| S58. 2. 15 | | | |
| H 1. 2. 6 | | | |
| H 3. 6. 6 | | | |
| H14. 3. 12 | | | |
| H16. 3. 26 | | | |
| H16. 3. 30 | | | |
| H17. 6. 24 | | | |
| 土砂崩壊防備 | 京都府宮津市 | 16 | S50. 8. 27 S57. 12. 9 H 8. 4. 8 H 9. 6. 26 |
| | 京都府与謝郡伊根町 | 2 | S45. 8. 26 |
| | 京都府与謝郡与謝野町 | 1 | S35. 8. 11 S46. 3. 22 S47. 12. 5 S55. 1. 22 H14. 3. 8 |

| 種 類 | 位 置 | 重複面積 (ha) | 指定年月日 |
|-------|------------|-----------|--|
| 保健 | 京都府福知山市 | 462 | S29. 10. 23 S46. 3. 22 S56. 12. 25 S58. 1. 18 S58. 1. 21 S58. 6. 17 S59. 2. 7 S61. 2. 28 |
| | 京都府宮津市 | 35 | S52. 6. 21 H 6. 8. 26 |
| | 京都府京丹後市 | 139 | S51. 9. 28 S56. 9. 25 S58. 7. 1 |
| | 京都府与謝郡伊根町 | 111 | S52. 3. 1 S58. 5. 17 |
| | 京都府与謝郡与謝野町 | 75 | S56. 5. 22 S61. 1. 21 |
| なだれ防止 | 京都府福知山市 | 1 | S55. 7. 29 |
| | 京都府京丹後市 | 102 | S32. 7. 2 S34. 2. 17 S45. 5. 26 S49. 12. 24 H 3. 10. 22 H 5. 9. 28 |
| | 京都府与謝郡伊根町 | 78 | S45. 5. 26 S49. 12. 24 S50. 8. 22 S51. 1. 20 S55. 7. 29 S59. 9. 11 S62. 8. 18 S63. 12. 27 H 3. 7. 12 H 7. 8. 18 H16. 3. 26 |
| | 京都府与謝郡与謝野町 | 8 | S35. 3. 11 H11. 1. 12 |
| 魚つき | 京都府宮津市 | 24 | T12. 6. 19 S58. 3. 2 |
| | 京都府京丹後市 | 74 | M33. 1. 1 T14. 5. 25 |

| 種 類 | 位 置 | 重複面積 (ha) | 指定年月日 |
|-----|-----------|-----------|---|
| 魚つき | 京都府与謝郡伊根町 | 130 | T11. 5. 29 T14. 5. 25 S42. 7. 1 S51. 5. 28 |
| 飛砂 | 京都府京丹後市 | 4 | S26. 4. 5 S33. 4. 18 |
| 防風 | 京都府京丹後市 | 5 | S23. 10. 28 |
| 風致 | 京都府福知山市 | 1 | M31. 1. 1 |
| | 京都府宮津市 | 5 | T15. 4. 6 |

(イ) 鳥獣保護区

① 世屋高原地区

| 名 称 | 位 置 | 重複面積 (ha) | 指定年月日 (存続期間) |
|--------------|-------------|-----------|------------------------|
| 上世屋鳥獣保護区 | 京都府宮津市地内 | 303 | H15. 11. 1～H25. 10. 31 |
| 碓高原鳥獣保護区 | 京都府京丹後市地内 | 60 | H16. 11. 1～H26. 10. 31 |
| 弥栄町スイス村鳥獣保護区 | 京都府京丹後市地内 | 30 | H10. 11. 1～H20. 10. 31 |
| 浅谷鳥獣保護区 | 京都府宮津市地内 | 14 | H12. 11. 1～H22. 10. 31 |
| 伊根湾鳥獣保護区 | 京都府与謝郡伊根町地内 | 12 | H16. 11. 1～H26. 10. 31 |
| 宮津湾鳥獣保護区 | 京都府宮津市地内 | 50 | H18. 11. 1～H28. 10. 31 |
| 栗田湾鳥獣保護区 | 京都府宮津市地内 | 5 | H16. 11. 1～H26. 10. 31 |

② 大江山連峰地区

| 名 称 | 位 置 | 重複面積 (ha) | 指定年月日 (存続期間) |
|-----------|--------------|-----------|------------------------|
| 大江山鳥獣保護区 | 京都府福知山市地内 | 602 | H15. 11. 1～H25. 10. 31 |
| 赤石ヶ岳鳥獣保護区 | 京都府与謝郡与謝野町地内 | 139 | H13. 11. 1～H23. 10. 31 |

(ウ) 史跡・名勝・天然記念物

(国指定)

| 名 称 | 位 置 | 指定年月日 | 区 分 |
|--------|-----------------------|-------------|------|
| 天橋立 | 京都府宮津市字文珠、字中野、 字大垣 | 昭和27年11月22日 | 特別名勝 |
| 丹後国分寺跡 | 京都府宮津市字国分 | 昭和 5年10月 3日 | 史跡 |

(府指定)

| 名 称 | 位 置 | 指定年月日 | 区 分 |
|-----------|---------------|-------------|-------|
| 成相寺のタブノキ | 京都府宮津市字成相寺 | 昭和60年 5月15日 | 天然記念物 |
| 滝のツバキ | 京都府与謝郡与謝野町大字滝 | 平成元年 4月14日 | 天然記念物 |
| アベサンショウウオ | 地域を定めず | 昭和59年 4月14日 | 天然記念物 |

(市町指定)

| 名 称 | 位 置 | 指定年月日 | 区 分 |
|-------------|----------------|-------------|-------|
| 成相寺の逆スギ | 京都府宮津市字成相寺 | 昭和60年 1月25日 | 天然記念物 |
| 大フケ湿原 | 京都府宮津市字上世屋 | 平成 8年10月 4日 | 天然記念物 |
| 椎樹 | 京都府与謝郡与謝野町大字弓木 | 昭和42年 6月 1日 | 天然記念物 |
| 琴引浜 | 京都府京丹後市網野町掛津 | 昭和51年 3月 1日 | 名勝 |
| 鳴き砂 | 京都府京丹後市網野町掛津 | 昭和52年12月11日 | 天然記念物 |
| 平海岸海浜植物群自生地 | 京都府京丹後市丹後町平 | 昭和61年 6月18日 | 天然記念物 |
| 宇川流域天然鮎生息地 | 京都府京丹後市丹後町小脇～平 | 昭和61年 6月18日 | 天然記念物 |
| 細川ガラシャ夫人隠棲地 | 京都府京丹後市弥栄町須川 | 平成11年 3月10日 | 史跡 |

3 公園区域

丹後天橋立大江山国定公園の区域を次のとおりとする。

(表1：公園区域表)

| 都道府県名 | 区 域 | 面積 (h a) |
|-------|--|--|
| 京都府 | 福知山市 字天座、大江町天田内、大江町小原田、大江町金屋、大江町北原、大江町毛原、大江町内宮、大江町橋谷、大江町二俣、大江町佛性寺、字上佐々木、字上野条、字喜多、字雲原、字下野条及び字中佐々木の各一部 | 4,774 〔国 0 公 11.1 私 4,762.9〕 |
| | 舞鶴市 字上漆原、字西方寺、字下見谷、字長谷及び字和江の各一部 | 295 〔国 0 公 0 私 295〕 |
| | 宮津市内 国有林京都大阪森林管理事務所65林班、66林班、68林班及び69林班の全部 宮津市 字今福、字江尻、字大垣、字奥波見、字小田、字小田宿野、字上世屋、字木子、字喜多、字国分、字駒倉、字小松、字獅子崎、字島陰、字下世屋、字新宮、字杉末、字須津、字田井、字滝馬、字獅子、字中津、字中野、字中波見、字成相寺、字難波野、字畑、字日置、字東野、字日ヶ谷、字松尾、字万年、字文珠、字矢原、字由良及び字脇の各一部 | 5,046 〔国 194.5 公 9.9 私 4,841.6〕 |
| | 京丹後市 網野町掛津、網野町小浜、網野町三津、大宮町五十河、大宮町久住、大宮町新宮、丹後町碓、丹後町上野、丹後町上山、丹後町尾和、丹後町遠下、丹後町久僧、丹後町鞍内、丹後町神主、丹後町此代、丹後町小脇、丹後町袖志、丹後町間人、丹後町竹野、丹後町中浜、丹後町畑、丹後町筆石、丹後町平、丹後町三山、丹後町矢畑、弥栄町須川、弥栄町等楽寺及び弥栄町野中の各一部 | 5,338 〔国 13.4 公 98.6 私 5,226.0〕 |
| | 与謝郡伊根町 大字大原、大字蒲入、大字亀島、大字津母、大字泊、大字新井、大字野村、大字野室、大字日出及び大字本庄浜の各一部 | 1,058 〔国 0 公 1 私 1,057〕 |
| | 与謝郡与謝野町 大字温江、大字岩滝、大字岩屋、大字男山、大字香河、大字加悦奥、大字滝、大字弓木及び大字与謝の各一部 | 2,512 〔国 0 公 182.6 私 2,329.4〕 |
| | これらの地域の地先海面 | |
| 合 計 | | 19,023 〔国 207.9 公 303.2 私 18,511.9〕 |

丹後天橋立大江山国定公園

公園計画書

目 次

| | | |
|---|-------------|-----|
| 1 | 基本方針 | |
| | (1) 保護規制計画 | |
| | (2) 利用施設計画 | |
| 2 | 規制計画 | |
| | (1) 保護規制計画 | |
| | ア 特別地域 | 23 |
| | (ア) 第1種特別地域 | 25 |
| | (イ) 第2種特別地域 | 37 |
| | (ウ) 第3種特別地域 | 59 |
| | イ 普通地域 | 69 |
| 3 | 施設計画 | |
| | (1) 利用施設計画 | 72 |
| | ア 集団施設地区 | 72 |
| | イ 単独施設 | 78 |
| | ウ 道路 | 86 |
| | (ア) 車道 | 86 |
| | (イ) 自転車道 | 94 |
| | (ウ) 歩道 | 96 |
| | エ 運輸施設 | 106 |
| 4 | 参考事項 | |
| | (1) 指定動植物 | 108 |

1 基本方針

(1) 保護規制計画

景観、自然性及び利用の特性に応じ地種区分を決定する。なお、現若狭湾国定公園の地域については、若狭湾国定公園の公園計画を踏襲する。

ア 第1種特別地域

優れた風致を維持する必要性が高く、現在の景観を極力保護することが必要な次の地域を第1種特別地域とする。

- ・砂州、海食崖・海食洞、砂浜、溪谷、滝、主要な山容、森林等の優れた自然景観及び人文景観を有する地域。
- ・希少な野生動植物の生育・生息地となっている自然性の高い地域。

イ 第2種特別地域

良好な風致の維持を図るため、特に農林業活動については努めて調整を図ることが必要な次の地域を第2種特別地域とする。

- ・良好な地形、森林、社寺・史蹟等、景観の保全上重要な地域。
- ・里地里山の風景を有する地域。
- ・第1種特別地域に隣接する地域。
- ・主要な利用拠点及びその周辺の地域で、適正な利用の推進を図る地域。

ウ 第3種特別地域

次の地域のうち、良好な風致の維持を図ることが必要であるが、通常の農林漁業活動については風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域を第3種特別地域とする。

- ・連続したまとまりのある森林地域。
- ・造林地等農林業活動が行われている地域。
- ・主要な利用拠点及びその周辺の地域で、適正な利用の推進を図る地域。

エ 普通地域

特別地域を補完的に保全する地域や特別地域周辺の風景と一体的になっている集落地を普通地域とする。

(2) 利用施設計画

ア 集団施設地区

日本三景の一つである天橋立及びその周辺は、京阪神地域からのアクセス条件もよいことから年間100万人以上が訪れ、若狭湾国定公園の利用の中心地となっている。

このため、丹後天橋立大江山国定公園の公園利用に関する情報提供施設、自然探勝のための園地等公園利用のための各種施設を集团的に整備するため集団施設地区とする。

また、当地区の景観として重要なクロマツ林の保全を図る。

イ 単独施設

現況の利用状況をふまえ、当該公園の自然景観を採勝するための各種計画を適切に配置するほか、環境教育や自然学習が行われている拠点を中心に計画として位置づける。また、当該地域において既に整備されているキャンプ場、スキー場、宿泊施設等で公園利用に資する施設を計画として位置づける。

ウ 道路

車道については、展望又は景観採勝を利用目的とするもの及び各利用拠点へ到達することを目的とするものを計画として位置づける。

自転車道については、海岸景観の採勝を目的とするものを計画として位置づける。

歩道については、登山や自然採勝等、当該地域の優れた自然風景や自然にふれあうためのもの及び各利用拠点へ到達することを目的とするものを計画として位置づける。特に、当該地域に路線決定されている近畿自然歩道を基幹とし、これと各利用拠点を連絡する新たな歩道を計画することにより、多様な歩道利用の促進を図る。

エ 運輸施設

遊覧船により海上から天橋立の海岸景観を採勝するため、計画として位置づける。

2 規制計画

(1) 保護規制計画

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表 1 : 特別地域総括表)

| 都道府県名 | 区 域 | 面積 (h a) |
|-------|---|--|
| 京都府 | 福知山市 字天座、大江町天田内、大江町小原田、大江町金屋、大江町北原、大江町毛原、大江町内宮、大江町橋谷、大江町二俣、大江町佛性寺、字上佐々木、字上野条、字喜多、字雲原、字下野条及び字中佐々木の各一部 | 4,368 〔国 0 公 9.2 私 4,358.8〕 |
| | 舞鶴市 字上漆原、字西方寺、字下見谷、字長谷及び字和江の各一部 | 295 〔国 0 公 0 私 295〕 |
| | 宮津市内 国有林京都大阪森林管理事務所 6 5 林班、6 6 林班、6 8 林班及び 6 9 林班の全部 | |
| | 宮津市 字今福、字江尻、字大垣、字奥波見、字小田、字小田宿野、字上世屋、字木子、字喜多、字国分、字駒倉、字小松、字獅子崎、字島陰、字下世屋、字新宮、字杉末、字須津、字田井、字滝馬、字獅子、字中津、字中野、字中波見、字成相寺、字難波野、字畑、字日置、字東野、字日ヶ谷、字松尾、字万年、字文珠、字矢原、字由良及び字脇の各一部 | 4,963 〔国 194.5 公 9.8 私 4,758.7〕 |
| | 京丹後市 網野町掛津、網野町小浜、網野町三津、大宮町五十河、大宮町久住、大宮町新宮、丹後町碓、丹後町上野、丹後町上山、丹後町尾和、丹後町遠下、丹後町久僧、丹後町鞍内、丹後町神主、丹後町此代、丹後町小脇、丹後町袖志、丹後町間人、丹後町竹野、丹後町中浜、丹後町畑、丹後町筆石、丹後町平、丹後町三山、丹後町矢畑、弥栄町須川、弥栄町等楽寺及び弥栄町野中の各一部 | 5,218 〔国 13.4 公 94.2 私 5,110.4〕 |
| | 与謝郡伊根町 大字大原、大字蒲入、大字亀島、大字津母、大字泊、大字新井、大字野村、大字野室、大字日出及び大字本庄浜の各一部 | 1,054 〔国 0 公 0.5 私 1,053.5〕 |
| | 与謝郡与謝野町 大字温江、大字岩滝、大字岩屋、大字男山、大字香河、大字加悦奥、大字滝、大字弓木及び大字与謝の各一部 | 2,401 〔国 0 公 182.5 私 2,218.5〕 |
| 合 計 | 18,299 〔国 207.9 公 296.2 私 17,794.9〕 | |

(ア) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表2：第1種特別地域総括表)

| 都道府県名 | 区 域 | 面積 (h a) |
|-------|---|--|
| 京都府 | 福知山市 字天座、大江町北原、大江町内宮、大江町佛性寺及び字雲原の各一部 | 172 〔国 0〕 〔公 3.4〕 〔私 168.6〕 |
| | 宮津市 字小田、字上世屋、字駒倉及び字文珠の各一部 | 63 〔国 10.9〕 〔公 0.5〕 〔私 51.6〕 |
| | 京丹後市 網野町掛津、網野町小浜、丹後町上野、丹後町尾和、丹後町此代、丹後町袖志、丹後町間人、丹後町竹野、丹後町中浜、丹後町平、丹後町矢畑、弥栄町須川及び弥栄町野中の各一部 | 322 〔国 0.1〕 〔公 1.0〕 〔私 320.9〕 |
| | 与謝郡伊根町 大字蒲入及び大字亀島の各一部 | 20 〔国 0〕 〔公 0〕 〔私 20〕 |
| | 与謝郡与謝野町 大字温江、大字滝及び大字与謝の各一部 | 40 〔国 0〕 〔公 0〕 〔私 40〕 |
| | 合 計 | 617 〔国 11〕 〔公 4.9〕 〔私 601.1〕 |

(表 3 : 第 1 種特別地域内訳表)

| 名 称 | 区 域 |
|--------|---|
| 経ヶ岬 | 京都府京丹後市 丹後町袖志の一部 京都府与謝郡伊根町 大字蒲入の一部 |
| 尾和一穴文殊 | 京都府京丹後市 丹後町尾和及び丹後町中浜の各一部 |
| 平一上野 | 京都府京丹後市 丹後町上野及び丹後町平の各一部 |
| 犬ヶ岬 | 京都府京丹後市 丹後町尾和及び丹後町中浜の各一部 |

| 地 区 の 概 要 | 面積 (h a) |
|---|---|
| <p>経ヶ岬は、丹後半島の先端に突き出した近畿地方北端の岬である。岬の周囲には安山岩からなる柱状節理の発達する海食崖が見られ、海岸には波食台が発達している。特に海食崖は、経ヶ岬の名前の由来にもなった特異な景観を有している。植生には、海岸部の特徴であるクロマツ群落と常緑樹林のセイ・カシ二次林がみられる。</p> <p>また、岬の先端、標高 144m の位置には、明治 31 年 (1898) に開設された経ヶ岬灯台があり、駐車場から経ヶ岬を回る遊歩道が整備され、自然探勝の場として利用されている。</p> <p>これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。</p> | <p>66</p> <p>(国 0.1) (公 0.5) (私 65.4)</p> |
| <p>穴文殊は、丹後町尾和の海食崖に形成された高さ約 10m の海食洞であり、節理の発達した角閃石安山岩の貫入岩から成る。このような海食洞は、丹後半島の沿岸を中心に数多くみられるが、穴文殊の海食洞の規模はこれらの中でも有数のものであり、特異な景観を有している。</p> <p>これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。</p> | <p>16</p> <p>(国 0) (公 0) (私 16)</p> |
| <p>袖志から中浜にかけては、幅も広く連続性の良い段丘面が発達しており、海岸線付近には奇岩に富む海食崖や海食洞などが形成されている。特に平付近では、海岸前面に形成された小島が、その上にクロマツの群落とともに優れた海岸景観を形成している。この地域一帯は、此代から東方の経ヶ岬にかけての眺めが日本三景のひとつ「松島」と似ているところから、丹後松島と呼ばれている。</p> <p>これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。</p> | <p>4</p> <p>(国 0) (公 0) (私 4)</p> |
| <p>犬ヶ岬は、別名犬崎とも呼ばれ、日本海側の海食崖とそれに連なる山の形が、犬が寝ている姿のように見える岬である。それ自体が眺望の対象となっているほか、丹後松島方面の眺望点としても優れている。</p> <p>これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。</p> | <p>31</p> <p>(国 0) (公 0) (私 31)</p> |

| 名 称 | 区 域 |
|--------|-----------------------------------|
| 立岩 | 京都府京丹後市 丹後町間人及び丹後町竹野の各一部 |
| 城島 | 京都府京丹後市 丹後町間人の一部 |
| 依遅ヶ尾山 | 京都府京丹後市 丹後町此代、丹後町竹野及び丹後町矢畑の各一部 |
| 小浜・琴引浜 | 京都府京丹後市 網野町掛津及び網野町小浜の各一部 |

| 地区の概要 | 面積 (h a) |
|--|---|
| <p>立岩は、竹野川河口に見られる高さ約 20m、周囲約 1kmの玄武岩から成る巨岩であり、垂直の柱状節理が発達している。この立岩には、竹野川が運んできた花崗岩質砂由来の砂州がつながっており、黒みを帯びた立岩と砂州の白い砂とのコントラストが優れた景観となっている。</p> <p>立岩の南に続く後ヶ浜は約 300mに渡る砂浜であり、その砂は粒が大きく赤みを帯びているので、波打ち際が赤く見えるのが特徴である。ここには砂丘植生が発達しており、ユウスゲ等の海浜植物が多くみられる。</p> <p>このように優れた海岸景観を有することから、キャンプ場、休憩所、トイレ、遊歩道が整備されており、夏の海水浴、キャンプ、自然探勝の場として利用されている。</p> <p>これらのことから、現在の景観を極力保護するとともに、適正な利用の推進を図ることが必要な地域である。</p> | <p>17</p> <p>(国 0)</p> <p>(公 0.5)</p> <p>(私 16.5)</p> |
| <p>城島は、丹後町間人市街地の北西に位置する標高 21m、周囲 4kmの小島である。トベラを主とする常緑広葉樹林が広がる島の北岸と西岸には広い波食台が見られ、特異な景観を形成している。島は公園になっており、地元の人たちにより建立された弁財天の像が立ち、島を一周する遊歩道が整備され、自然探勝の場として利用されている。</p> <p>これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。</p> | <p>4</p> <p>(国 0)</p> <p>(公 0)</p> <p>(私 4)</p> |
| <p>依遅ヶ尾山は、標高 540mの独立峰であり、山頂部付近の傾斜が緩く台地状になっている特徴的な山容を持つ。丹後半島の海岸部や内陸部からもよく見えることから、地域のランドマークとなっている。また、山頂からは経ヶ岬や丹後半島の海岸線や、世屋高原、大江山連峰が望めることから、眺望点としても重要である。植生としては、マツ等の植林地が多いが、登山道の途中にタブノキを中心とした常緑広葉樹林が見られるほか、山頂周辺部には自然性の高いミズナラ等の落葉広葉樹林が広がり、優れた景観を有している。</p> <p>山の南側からは案内板等が整備された登山道があり、登山利用がされているほか、山頂には石積みの窟や祠があることから、地元の信仰の対象としても利用されている。</p> <p>これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。</p> | <p>46</p> <p>(国 0)</p> <p>(公 0)</p> <p>(私 46)</p> |
| <p>琴引浜は、網野町の北東部に位置する全長 1.8kmの白砂青松の海岸であり、浜の砂は「鳴き砂」と呼ばれ、浜の名の由来となっている。砂浜部には砂丘植生が発達しており、ハマナス、トウテイラン等の海浜植物が多くみられ、その後背地にはクロマツ群落がみられる。</p> <p>このように優れた海岸景観を有することから、夏の海水浴、キャンプ、自然探勝の場として利用されている。</p> <p>これらのことから、現在の景観を極力保護するとともに、適正な利用の推進を図ることが必要な地域である。</p> | <p>34</p> <p>(国 0)</p> <p>(公 0)</p> <p>(私 34)</p> |

| 名 称 | 区 域 |
|-------|----------------------|
| 宇川蛇行部 | 京都府京丹後市 弥栄町野中の一部 |
| 太鼓山 | 京都府京丹後市 弥栄町須川の一部 |
| 須川 | 京都府京丹後市 弥栄町須川の一部 |
| 青島 | 京都府与謝郡伊根町 大字亀島の一部 |

| 地 区 の 概 要 | 面積 (h a) |
|---|---|
| <p>宇川の中流部に位置する宇川蛇行部では、谷の両側は急斜面となっており、花崗岩類を深く刻む典型的な穿入蛇行が形成されている。周辺には、比較的自然性の高いアカシデーヌシデ群落やケヤキ群落から成る落葉広葉樹林やシイ・カシの常緑広葉樹林が広がっており、四季の変化とともに優れた景観を形成している。</p> <p>また、早春には道路沿いや川床周辺にイチリンソウ、トキワイカリソウ、オオイワカガミが群生して開花するほか、右岸側の林道沿いや川沿いのやや湿った環境の岩壁にはハルユキノシタやコケシノブ、また沢筋にはアズマシロカネソウといった貴重種がみられる。</p> <p>これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。</p> | <p style="text-align: right;">49</p> <p style="text-align: right;">〔 国 0 公 0 私 49 〕</p> |
| <p>太鼓山は標高 683mの孤峰であり、地元のランドマークとなっている。日本海側の眺望景観が楽しめ、また、車道丹後半島縦貫線（丹後縦貫林道）が通過しているため、休憩地や興味地として高い頻度で利用されている。</p> <p>山頂付近に位置する本地域には、小面積ではあるがブナ林がみられる。このブナ林の林相は二次林的であるが、林床にはエゾユズリハ、ヒメアオキ、ハイヌガヤ、ユキザサ等、ブナ林を特徴づける種が多数生育しており、京都府内のごく限られた場所のみ分布する貴重な植物群落の1つである。また、ミズメ、ヤドリギ、ミスミソウ、イチヤクソウ、エビネといった貴重な植物がみられるほか、ブナ林に隣接するカモ池には、国内希少野生動植物種であるアベサンショウウオや、モリアオガエルが生息している。</p> <p>これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。</p> | <p style="text-align: right;">4</p> <p style="text-align: right;">〔 国 0 公 0 私 4 〕</p> |
| <p>須川の周辺は深い谷地形になっており、比較的自然性の高いクレーミズナラ林、ケヤキ林、アカシデーヌシデ林から成る落葉広葉樹林が広く分布しているほか、ハルユキノシタやトキワイカリソウといった貴重な植物もみられる。これらが溪流と一体となって、四季の変化に富んだ優れた景観を有している。</p> <p>また、須川集落からスイス村までは近畿自然歩道として案内板や橋、階段等が整備されており、自然探勝の場として利用されている。</p> <p>これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。</p> | <p style="text-align: right;">18</p> <p style="text-align: right;">〔 国 0 公 0 私 18 〕</p> |
| <p>青島は、伊根湾に浮かぶ周囲 1.5km、面積 5ha、標高 20mの無人島である。古来より魚付林として樹木の伐採が禁じられてきたため、シイの巨木の大群落等、シイ、タブを中心とした自然林がみられる。また、島内には自然観察研究路（遊歩道）や鯨の墓、蛭子神社などがみられる。</p> <p>これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。</p> | <p style="text-align: right;">8</p> <p style="text-align: right;">〔 国 0 公 0 私 8 〕</p> |

| 名 称 | 区 域 |
|--------|-------------------------|
| 味土野 | 京都府京丹後市 弥栄町須川の一部 |
| 大フケ湿原 | 京都府宮津市 字上世屋及び字駒倉の各一部 |
| 天橋立・文珠 | 京都府宮津市 字文珠の一部 |

| 地区の概要 | 面積 (h a) | | | | |
|--|---|---------------|------|-----|------|
| <p>味土野は、宇川の支流が入り込む上流部、標高 250～500mに位置し、急峻な溪谷地形を形成している。特定植物群落に選定されている「味土野のシデ林」を始め、自然性の高いシデ、ミズナラ等の落葉広葉樹林が広がっており、溪谷とともに四季の変化に富んだ優れた景観を形成している。また、早春にはニリンソウやユリワサビ等の草花が開花するほか、イワデンダやヤマブキショウマといった貴重な植物もみられる。</p> <p>落差約 20mの「味土野の大滝」や、隣接する普通地域内にある細川ガラシヤが隠棲していた史跡が見どころとなっており、近畿自然歩道を使ってこれらを巡る利用がなされている。</p> <p>これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。</p> | <p>45</p> <table border="0"> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">〔国 公 私〕</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">45</td> </tr> </table> | 〔国 公 私〕 | 0 | 0 | 45 |
| 〔国 公 私〕 | 0 | | | | |
| | 0 | | | | |
| | 45 | | | | |
| <p>大フケ湿原は、世屋高原の標高約 540mに位置する地すべり地にみられる高層湿原であり、世屋川と宇川の分水嶺付近の平坦面上に形成されている。湿原内にはミズゴケやサワオグルマ等の湿地性の植物がみられるほか、ノハナショウブ、ヒメミクリ、ミズチドリといった貴重な植物や、ハッチョウトンボ、オオコオイムシ、ミズメイガの一種等の貴重な昆虫がみられる。湿原の周辺はクリ、ミズナラ等の落葉広葉樹林であり、この地方では分布の少ないエゾゼミが広範囲に生息している。このように生物多様性保全の観点から重要な湿原であることから、環境省の「日本の重要湿地 500」に選定されている。</p> <p>これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。</p> | <p>17</p> <table border="0"> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">〔国 公 私〕</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">17</td> </tr> </table> | 〔国 公 私〕 | 0 | 0 | 17 |
| 〔国 公 私〕 | 0 | | | | |
| | 0 | | | | |
| | 17 | | | | |
| <p>天橋立は、江尻から南の文珠にかけて形成された延長約 3.6km、幅 20～150mの砂州であり、宮津湾と阿蘇海を隔てている。百人一首の歌にも詠まれ、雪舟が「天橋立図」を描くなど、古くから人々に親しまれてきたその景観は、日本三景の一つに数えられている。また、砂州の地表下 60～120cm以下に存在する地下水が育てた砂州上のクロマツ林が、砂州地形とともに優れた景観を形成している。</p> <p>このように優れた景観を持つことから、海水浴、自然探勝の場として多く利用されている。</p> <p>これらのことから、現在の景観を極力保護するとともに、適正な利用の推進を図ることが必要な地域である。</p> | <p>27</p> <table border="0"> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">〔国 公 私〕</td> <td style="text-align: right;">10.9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">0.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">15.6</td> </tr> </table> | 〔国 公 私〕 | 10.9 | 0.5 | 15.6 |
| 〔国 公 私〕 | 10.9 | | | | |
| | 0.5 | | | | |
| | 15.6 | | | | |

| 名 称 | 区 域 |
|----------|--|
| 大江山連峰 | 京都府福知山市 字天座、大江町北原、大江町佛性寺及び字雲原の各一部 京都府宮津市 字小田の一部 京都府与謝郡与謝野町 大字温江、大字滝及び大字与謝の各一部 |
| 二瀬川溪谷 | 京都府福知山市 大江町佛性寺の一部 |
| 鬼嶽稻荷神社 | 京都府福知山市 大江町北原の一部 |
| 元伊勢内宮・城山 | 京都府福知山市 大江町内宮の一部 |
| 合 計 | |

| 地 区 の 概 要 | 面積 (h a) |
|---|---|
| <p>大江山連峰は、鬼の岩屋 (686m) から鍋塚 (763.0m)、鳩ヶ峰 (746.0m)、大江山 (千丈ヶ嶽) (832.5m)、赤石ヶ岳 (736.2m) へと続く、なだらかな山容を持つ一連の峰群である。旧加悦町、旧野田川町側からは、山裾から山稜線までを見通すことができ、雄大な山地景観を呈している。</p> <p>稜線部には、ミズナラーリョウブ群落、ササ群落、ススキ草原等の自然性の高い植生が多くみられる。また、京都府内では大江山のみに生息するエゾハルゼミや、大江山と八丁平 (京都市左京区) のみに生息するアカエゾゼミがみられる。</p> <p>稜線にある縦走路からは、変化に富む植生と山頂からの優れた眺望を楽しむことができ、麓からの登山道も多数みられる。これらの一部は、近畿自然歩道にも設定されており、自然探勝の場として利用されている。</p> <p>これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。</p> | <p>113</p> <p>(国 公 私)</p> <p>0 3.4 109.6</p> |
| <p>二瀬川溪谷は、大江山 (千丈ヶ嶽) を源とする二瀬川の中流域に位置する約 2 km の区間である。この地域には、急流のため激しい浸食作用を受けた大小様々な奇岩が所狭しと積み重なっており、優れた溪谷景観を有している。</p> <p>溪谷に沿って近畿自然歩道が設定され、吊り橋等が整備されており、自然探勝の場として利用されている。</p> <p>これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。</p> | <p>15</p> <p>(国 公 私)</p> <p>0 0 15</p> |
| <p>鬼嶽稻荷神社は、大江山 (千丈ヶ嶽) 山頂から東に標高 200m ほど下った場所に位置する。周辺にはブナ、トチノキ等の大木が多く、京都府内では貴重なブナ林の自然植生がみられる。また、大江山連峰とともに雲海の名所となっており、自然探勝の場として利用されている。</p> <p>これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。</p> | <p>14</p> <p>(国 公 私)</p> <p>0 0 14</p> |
| <p>元伊勢内宮 (皇大神社) は、元伊勢外宮とともに三重県の伊勢神宮の元になったといわれる、古い歴史を持つ神社である。境内や長い表参道には杉の老木が多数みられるほか、周辺には、神社の保護管理下におかれたサカキコジイ群落の常緑広葉樹自然林がみられ、神社の建物とともに、優れた景観を形成している。また、ムギラン、カヤラン、ヨウラクランといった古木に着生する貴重種のランも多くみられる。</p> <p>城山の南斜面には、「岩戸山京都府歴史的な自然環境保全地域」に指定されている東斜面 (公園区域外) と連続して、比較的自然性の高い落葉樹林がみられ、林内には、エビネ、ミスミソウ、アサダ、ヤマイバラ等の貴重種がみられる。</p> <p>これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。</p> | <p>89</p> <p>(国 公 私)</p> <p>0 0 89</p> |
| | <p>617</p> <p>(国 公 私)</p> <p>11 4.9 601.1</p> |

(イ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表4：第2種特別地域総括表)

| 都道府県名 | 区 域 | 面積 (h a) |
|-------|---|--|
| 京都府 | 福知山市 字天座、大江町天田内、大江町北原、大江町毛原、大江町内宮、大江町佛性寺、字上野条、字喜多及び字雲原の各一部 | 542 〔国 0〕 〔公 5.8〕 〔私 536.2〕 |
| | 舞鶴市 字上漆原及び字下見谷の各一部 | 39 〔国 0〕 〔公 0〕 〔私 39〕 |
| | 宮津市内 国有林京都大阪森林管理事務所65林班及び66林班の全部並びに69林班の一部 | |
| | 宮津市 字江尻、字大垣、字小田、字小田宿野、字上世屋、字木子、字喜多、字国分、字小松、字獅子崎、字島陰、字下世屋、字新宮、字杉末、字須津、字田井、字獅子、字中津、字中野、字中波見、字成相寺、字難波野、字畑、字日置、字東野、字日ヶ谷、字松尾、字万年、字文珠、字矢原、字由良及び字脇の各一部 | 2,683 〔国 101.6〕 〔公 9.3〕 〔私 2,572.1〕 |
| | 京丹後市 網野町掛津、網野町小浜、網野町三津、大宮町五十河、大宮町新宮、丹後町碓、丹後町上野、丹後町上山、丹後町久僧、丹後町鞍内、丹後町神主、丹後町此代、丹後町小脇、丹後町袖志、丹後町間人、丹後町竹野、丹後町畑、丹後町筆石、丹後町平、丹後町三山、丹後町矢畑、弥栄町須川、弥栄町等楽寺及び弥栄町野中の各一部 | 627 〔国 3.8〕 〔公 76.8〕 〔私 546.4〕 |
| | 与謝郡伊根町 大字大原、大字蒲入、大字亀島、大字津母、大字泊、大字新井、大字野村、大字野室、大字日出及び大字本庄浜の各一部 | 500 〔国 0〕 〔公 0.5〕 〔私 499.5〕 |
| | 与謝郡与謝野町 大字岩滝、大字岩屋、大字男山、大字滝、大字弓木及び大字与謝の各一部 | 127 〔国 0〕 〔公 0.9〕 〔私 126.1〕 |
| 合 計 | 4,518 〔国 105.4〕 〔公 93.3〕 〔私 4,319.3〕 | |

(表 5 : 第 2 種特別地域内訳表)

| 名 称 | 区 域 |
|-------|--|
| 穴文殊 | 京都府京丹後市 丹後町袖志の一部 |
| かまや海岸 | 京都府与謝郡伊根町 大字蒲入の一部 |
| 平 | 京都府京丹後市 丹後町上野、丹後町久僧、丹後町此代及び丹後町平の各一部 |
| 竹野－筆石 | 京都府京丹後市 丹後町竹野及び丹後町筆石の各一部 |
| 立岩 | 京都府京丹後市 丹後町竹野の一部 |
| 鯛崎 | 京都府与謝郡伊根町 大字蒲入及び大字本庄浜の各一部 |

| 地 区 の 概 要 | 面積 (h a) |
|--|---|
| <p>尾和一穴文殊の第1種特別地域に隣接する地域であり、海食洞の真上にあたる海食崖上の海成段丘には、丹後三文殊の一つとして信仰を集める清涼山九品寺の本堂及び山門がある。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p style="text-align: right;">5</p> <p style="text-align: right;">〔 国 公 私 0 0 5 〕</p> |
| <p>かまや海岸は、丹後半島東岸の経ヶ岬から伊根町蒲入までの約 3.5kmにわたる海岸である。標高 300～450mの山地が日本海に削られて形成された比高 100m以上の急崖が連続し、海食崖上の山地斜面も 30°以上の急斜面となっているところが多い。甲崎の植生はシイの自然林になっており、自然探勝の場として利用されている。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p style="text-align: right;">44</p> <p style="text-align: right;">〔 国 公 私 0 0.3 43.7 〕</p> |
| <p>袖志から中浜にかけては、幅も広く連続性の良い海岸段丘面が発達しており、海岸線付近には奇岩に富む海食崖や海食洞などが形成されている。この地域一帯は、此代から東、経ヶ岬の方を見る眺めが、日本三景のひとつ「松島」と似ているところから丹後松島と呼ばれている。</p> <p>平の海水浴場は良好な砂浜景観を有しており、海水浴、キャンプ、自然探勝の場として利用されている。また、砂浜植生には貴重な海浜植物がみられる。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図るとともに、適正な利用の推進を図ることが必要な地域である。</p> | <p style="text-align: right;">39</p> <p style="text-align: right;">〔 国 公 私 0 0.7 38.3 〕</p> |
| <p>筆石の海食崖前面には、屏風岩と呼ばれる離れ岩が海面上に直立しており、北西方向に直線状に複数の小島が並んでいる。筆石の海岸段丘上の展望台から見る屏風岩は、丹後半島北岸の代表的な景観の一つとなっており、周辺は自然探勝の場として利用されている。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p style="text-align: right;">6</p> <p style="text-align: right;">〔 国 公 私 0 0 6 〕</p> |
| <p>立岩の第1種特別地域に隣接する地域であり、海岸部と一体的な風景を構成している。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p style="text-align: right;">6</p> <p style="text-align: right;">〔 国 公 私 0 0 6 〕</p> |
| <p>鯛崎の周辺は、かまや海岸と同様に急傾斜の海食崖が連続してみられ、植生は、クロマツ群落になっている。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p style="text-align: right;">152</p> <p style="text-align: right;">〔 国 公 私 0 0 152 〕</p> |

| 名 称 | 区 域 |
|-------|---|
| 権現山 | 京都府京丹後市 丹後町上山の一部 京都府与謝郡伊根町 大字野村の一部 |
| 間人 | 京都府京丹後市 丹後町間人の一部 |
| 砂方北 | 京都府京丹後市 丹後町間人の一部 |
| 依遅ヶ尾山 | 京都府京丹後市 丹後町矢畑の一部 |
| 碓高原 | 京都府京丹後市 丹後町碓、丹後町上山、丹後町畑及び丹後町三山の各一部 京都府与謝郡伊根町 大字野村の一部 |
| 野室崎 | 京都府与謝郡伊根町 大字津母、大字野室及び大字本庄浜の各一部 |

| 地 区 の 概 要 | 面積 (h a) |
|---|--|
| <p>権現山は、かつて修行場となっていた信仰の山であり、標高 600mの山頂部は日本海側へ向けた良好な眺望景観を有している。また、海岸部の後背地として一体的な風景を構成している。河来見の集落から山頂に向かう登山道があり、ハイキングや自然探勝の場として利用されている。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p style="text-align: right;">4</p> <p style="text-align: right;">〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 4 〕</p> |
| <p>城島の第1種特別地域に隣接する地域であり、起伏に富んだ岩礁帯がみられ、連続した海岸景観を形成している。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p style="text-align: right;">4</p> <p style="text-align: right;">〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 4 〕</p> |
| <p>岩礁帯と美しい砂浜海岸が良好な景観を形成している地域であり、海水浴場（砂方海水浴場）としての利用がみられる。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p style="text-align: right;">13</p> <p style="text-align: right;">〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 13 〕</p> |
| <p>依遅ヶ尾山の南側から山頂に向かう登山道周辺の地域であり、第1種特別地域に隣接している。この登山道には案内板等が整備されており、登山等の利用がみられる。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p style="text-align: right;">15</p> <p style="text-align: right;">〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 15 〕</p> |
| <p>碓高原は、標高 400m付近にみられる安山岩台地で、この台地地形を利用して牧場が広がっている。日本海側への良好な眺望を有しており、遊歩道、展望台、トイレ、レストラン、キャンプ場、テニスコート等の利用施設が整備され、利用の拠点となっている。近畿自然歩道も通過しており、徒歩による利用も見込まれている。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図るとともに、適正な利用の推進を図ることが必要な地域である。</p> | <p style="text-align: right;">85</p> <p style="text-align: right;">〔 国 0 〕 〔 公 52.9 〕 〔 私 32.1 〕</p> |
| <p>野室崎には高さ 60～80mの海岸段丘がみられ、津母の海岸には安山岩や集塊岩の岩盤が日本海の波浪に浸食されてできた大小無数の海食洞があり、いずれも良好な海岸景観を有している。また、海食洞内の深部には、集塊岩中の炭酸石灰が地下水で溶かされて固まった 20～40cmの鍾乳石が見られる。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p style="text-align: right;">68</p> <p style="text-align: right;">〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 68 〕</p> |

| 名 称 | 区 域 |
|------|-----------------------------------|
| 小脇 | 京都府京丹後市 丹後町鞍内、丹後町神主及び丹後町小脇の各一部 |
| 砂方南 | 京都府京丹後市 網野町三津及び丹後町間人の各一部 |
| 三津 | 京都府京丹後市 網野町掛津の一部 |
| 掛津 | 京都府京丹後市 網野町掛津及び網野町小浜の各一部 |
| 泊－新井 | 京都府与謝郡伊根町 大字泊及び大字新井の各一部 |
| 小浜 | 京都府京丹後市 網野町小浜の一部 |

| 地 区 の 概 要 | 面積 (h a) |
|--|---|
| <p>本地域の宇川沿いには、比較的自然性の高いアカシデーイヌシデ群落やケヤキ群落から成る落葉広葉樹林やシイ・カシの常緑広葉樹林が広がり、後背地の植林地とともに良好な景観を形成している。</p> <p>また、早春には道路沿いや川床周辺にイチリンソウ、トキワイカリソウ、オオイワカガミが群生して開花するほか、川沿いのやや湿った環境の岩壁にはハルユキノシタ等の貴重種がみられる。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p style="text-align: right;">89</p> <p style="text-align: right;">〔 国 公 私 〕</p> <p style="text-align: right;">0 0.5 88.5</p> |
| <p>岩礁帯と美しい砂浜海岸が良好な景観を形成している地域であり、海水浴場（砂方海水浴場）としての利用がみられる。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p style="text-align: right;">13</p> <p style="text-align: right;">〔 国 公 私 〕</p> <p style="text-align: right;">0 0 13</p> |
| <p>本地域には起伏に富んだ岩礁帯がみられ、良好な景観を形成している。また、コヤガ鼻の松は、北面が長年風雨にさらされて根が網の目のように地上に現れているところから「根上りの松」と呼ばれており、見どころの一つとなっている。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p style="text-align: right;">8</p> <p style="text-align: right;">〔 国 公 私 〕</p> <p style="text-align: right;">0 0 8</p> |
| <p>小浜・琴引浜の第1種特別地域に隣接し、一体的に優れた海岸景観を構成している地域であり、掛津砂丘と呼ばれる砂丘が発達している。八丁浜付近から遊までの間には、海岸線に沿って約4.5kmに渡って砂丘地が分布しているが、掛津砂丘は風成砂が最も厚く堆積しているものであり、その厚さは50～70mに達する。</p> <p>また、海水浴、キャンプ、自然探勝の場として利用されている。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図るとともに、適正な利用の推進を図ることが必要な地域である。</p> | <p style="text-align: right;">83</p> <p style="text-align: right;">〔 国 公 私 〕</p> <p style="text-align: right;">3.8 0 79.2</p> |
| <p>泊から新井にかけては、かまや海岸と同様に急傾斜の海食崖が連続してみられ、新井崎には高さ60～80mの海岸段丘がみられる。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図るとともに、適正な利用の推進を図ることが必要な地域である。</p> | <p style="text-align: right;">40</p> <p style="text-align: right;">〔 国 公 私 〕</p> <p style="text-align: right;">0 0 40</p> |
| <p>小浜・琴引浜の第1種特別地域に隣接する地域であり、美しい砂浜海岸がみられ、海水浴場として利用されている。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図るとともに、適正な利用の推進を図ることが必要な地域である。</p> | <p style="text-align: right;">10</p> <p style="text-align: right;">〔 国 公 私 〕</p> <p style="text-align: right;">0 0 10</p> |

| 名 称 | 区 域 |
|-----|----------------------------------|
| 太鼓山 | 京都府京丹後市 弥栄町須川の一部 |
| 伊根 | 京都府与謝郡伊根町 大字大原、大字亀島及び大字新井の各一部 |
| 日ヶ谷 | 京都府宮津市 字日ヶ谷の一部 |
| 小金山 | 京都府京丹後市 弥栄町須川及び弥栄町野中の各一部 |
| 須川 | 京都府京丹後市 弥栄町須川の一部 |

| 地 区 の 概 要 | 面積 (h a) |
|--|---|
| <p>太鼓山は標高 683mの孤峰であり、地元のランドマークとなっている。日本海側の眺望景観が楽しめ、また、車道丹後半島縦貫線（丹後縦貫林道）が通過しているため、休憩地や興味地として高い頻度で利用されている。</p> <p>太鼓山周辺の本地域にはスイス村森林公園が整備されており、宿舎、スキー場、キャンプ場等の施設が設けられているほか、近畿自然歩道が須川から太鼓山を經由して碓高原へ通過しており、自然探勝等の利用の拠点となっている。また、周辺には貴重なブナクラス域の落葉広葉樹林が残されている箇所があり、四季の変化に富んだ景観も楽しめる。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図るとともに、適正な利用の推進を図ることが必要な地域である。</p> | <p>35</p> <p>(国 0) (公 22.7) (私 12.3)</p> |
| <p>鷲崎から新井にかけての海岸線は、急傾斜の海食崖が連続する良好な海岸景観を有している。また、鷲崎の周辺には、常緑樹林であるシイ自然林が広く分布している。</p> <p>大原から新井に至る急勾配の傾斜面には、千枚田と呼ばれる棚田がみられ、海を背景にした美しい農村景観がみられる。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図るとともに、適正な利用の推進を図ることが必要な地域である。</p> | <p>172</p> <p>(国 0) (公 0.2) (私 171.8)</p> |
| <p>日ヶ谷周辺は谷地形になっており、良好な溪流景観を有している。周辺には比較的自然性の高いブナクラス域の落葉広葉樹林（シデ、ケヤキ林）が広く分布しており、谷には貴重種であるハルユキノシタ等も生育している。また、車道丹後半島縦貫線（丹後縦貫林道）が通過している。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p>162</p> <p>(国 0) (公 0) (私 162)</p> |
| <p>小金山は標高 416mの山であり、山頂からは西南方面の眺望が良好である。中山の集落及び来見谷の集落から山頂に至る登山道があり、ハイキングの場として利用されている。また、山頂には小さいながら社殿があり、トイレも設置されており、地元の信仰の場としても利用されている。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p>3</p> <p>(国 0) (公 0) (私 3)</p> |
| <p>溪流景観を持つ須川の第1種特別地域に隣接し、一体的な風景を構成している地域である。比較的自然性の高いブナクラス域の落葉広葉樹林（シデ、ケヤキ林）が広く分布している。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p>10</p> <p>(国 0) (公 0) (私 10)</p> |

| 名 称 | 区 域 |
|------------------|---------------------------------------|
| 日出 | 京都府与謝郡伊根町 大字日出の一部 |
| 木子 | 京都府宮津市 字木子の一部 |
| 金剛童子山－ 味土野－内山 | 京都府京丹後市 大宮町五十河、弥栄町須川及び弥栄町等楽寺の各一部 |
| 上世屋 | 京都府宮津市 字上世屋、字下世屋、字中波見、字東野及び字松尾の各一部 |

| 地 区 の 概 要 | 面積 (h a) |
|---|---|
| <p>半島の先に位置し、伊根湾に浮かぶ青島を臨むことができる小面積の地域であり、シイ、カシの常緑樹林がみられる。</p> <p>このことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p style="text-align: right;">2</p> <p style="text-align: right;">〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 2 〕</p> |
| <p>木子の集落から約 500m北東方向にみられる鍋ヶ淵と、そこへ到達する歩道沿線から成る地域である。鍋ヶ淵は2段の小さな滝で、その岩壁には地藏菩薩像が彫られており、景観資源の1つとなっている。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p style="text-align: right;">19</p> <p style="text-align: right;">〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 19 〕</p> |
| <p>金剛童子山は標高 613.4mの山であり、ハイキングや自然探勝の場として利用されている。味土野から山頂へ向かう歩道の途中には、日本海側まで見通すことができる眺望の優れた地点があり、三角点のある山頂には行場の跡が残っている。植生は、植林地も見られるが、クリ、ミズナラ、シデ等といった比較的自然性の高い落葉広葉樹林が広がっている。</p> <p>味土野には、隣接する第1種特別地域に「味土野の大滝」、普通地域に細川ガラシャが隠棲していた史跡があり、多くの人々が訪れている。また、シデ、ミズナラ等の落葉広葉樹林が広がっていて、四季の変化に富んだ森林景観が楽しめる。</p> <p>内山周辺は、京都府内では数少ないブナの生育地であり、その核心地(公園区域外)は府の自然環境保全地域に指定されている。本地域は、その自然環境保全地域に隣接し、二次植生的なブナ林がみられる。また、内山登山の入口部分にあたり、休憩所や登山道が整備されている。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図るとともに、適正な利用の推進を図ることが必要な地域である。</p> | <p style="text-align: right;">186</p> <p style="text-align: right;">〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 186 〕</p> |
| <p>上世屋周辺は、地すべり地形の移動堆積地であり、平坦な地形となっている。植生としては、スギ・ヒノキ植林もみられるが、コナラ、クリ、ミズナラ、シデ等の落葉広葉樹林が広く分布し、良好な森林景観を呈している。また、棚田や郷土性に富んだ民家がみられる上世屋集落は、周囲の森林と一体となった優れた農村景観を有している。</p> <p>本地域には、キャンプ場(家族旅行村)、体験学習館、遊歩道、展望台等の施設が整備されており、自然とのふれあい活動の場として利用されている。宮津方面から太鼓山へ向かう主要動線となっている車道丹後半島縦貫線(丹後縦貫林道)が本地域を通過しており、その沿線は舞鶴湾方面の眺望に恵まれている。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図るとともに、適正な利用の推進を図ることが必要な地域である。</p> | <p style="text-align: right;">373</p> <p style="text-align: right;">〔 国 0 〕 〔 公 1 〕 〔 私 372 〕</p> |

| 名 称 | 区 域 |
|------|--|
| 内山南 | 京都府宮津市 字上世屋及び字畑の各一部 京都府京丹後市 大宮町新宮の一部 |
| 府中 | 京都府宮津市 字江尻、字大垣、字国分、字小松、字中野、字成相寺、字難波野、字畑 及び字日置の各一部 |
| 黒崎半島 | 京都府宮津市内 国有林京都大阪森林管理事務所65林班及び66林班の全部 京都府宮津市 字小田宿野、字島陰、字田井、字獅子、字中津及び字矢原の各一部 |
| 板列 | 京都府与謝郡与謝野町 大字岩滝及び大字男山の各一部 |
| 大内峠 | 京都府与謝郡与謝野町 大字岩滝及び大字弓木の各一部 |
| 獅子 | 京都府宮津市 字獅子崎及び字獅子の各一部 |

| 地 区 の 概 要 | 面積 (h a) |
|--|--|
| <p>京都府内では数少ないブナの生育地として府の自然環境保全地域に指定されている内山ブナ林の隣接部に位置し、二次植生的なブナ林がみられる地域であり、内山ブナ林と一体的に良好な森林景観を構成している。</p> <p>このことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p>50</p> <p>(国 0) (公 0) (私 50)</p> |
| <p>本地域にある成相寺や傘松公園は優れた眺望地点であり、天橋立の股のぞきの名所となっている。成相寺は西国 33ヶ所の札所の1つでもあり、多くの人々が訪れる利用拠点の一つとなっている。また、天橋立の北側の後背地として一体となった景観を構成している地域でもある。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図るとともに、適正な利用の推進を図ることが必要な地域である。</p> | <p>788</p> <p>(国 0) (公 2.7) (私 785.3)</p> |
| <p>栗田半島は宮津市栗田から北へ突出した半島で、半島の北端には黒崎、東端には無双鼻が突出しており、急傾斜の海食崖が連続する良好な海岸景観を有している。また、島陰にある越浜は白色の砂から成る美しい砂浜景観を有しており、海水浴場としての利用が盛んである。</p> <p>植生としては、アカマツやコナラ群落が多く分布するが、黒崎や釣島、越浜海岸の東側にはシイの自然林も分布している。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図るとともに、適正な利用の推進を図ることが必要な地域である。</p> | <p>570</p> <p>(国 93.1) (公 5.5) (私 471.4)</p> |
| <p>車道丹後半島縦貫線（丹後縦貫林道）に沿った地域であり、天橋立を望む良好な眺望点の一つには展望台が設置され、多くの利用がみられる。</p> <p>このことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p>25</p> <p>(国 0) (公 0) (私 25)</p> |
| <p>大内峠は、旧岩滝町と旧大宮町の境にある峠であり、天橋立が横一文字に見える良好な眺望景観を有していることから、利用拠点の一つとなっている。</p> <p>このことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図るとともに、適正な利用の推進を図ることが必要な地域である。</p> | <p>35</p> <p>(国 0) (公 0.9) (私 34.1)</p> |
| <p>本地域は天橋立の東に位置し、横一文字に見える天橋立と後背地の山々から成る良好な眺望景観を楽しむことができる。雪舟が天橋立の絵図を作成した地点であり、展望所等が整備され、利用拠点の一つとなっている。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図るとともに、適正な利用の推進を図ることが必要な地域である。</p> | <p>112</p> <p>(国 0) (公 0) (私 112)</p> |

| 名 称 | 区 域 |
|------|--|
| 文珠 | 京都府宮津市内 国有林京都大阪森林管理事務所69林班の一部 京都府宮津市 字杉末、字須津、字万年及び字文珠の各一部 |
| 機崎 | 京都府宮津市 字小田宿野の一部 |
| 奈具海岸 | 京都府宮津市 字由良及び字脇の各一部 |
| 由良浜 | 京都府宮津市 字由良の一部 |
| 雲岩公園 | 京都府与謝郡与謝野町 大字岩屋の一部 |

| 地 区 の 概 要 | 面積 (h a) |
|---|---|
| <p>本地域にある天橋立ビューランド（遊園地）は優れた眺望地点であり、天橋立の股のぞきの名所となっている。海岸線にはホテル等の宿舎が建ち並び、利用拠点の一つとなっている。また、天橋立の南側の後背地として、一体となった景観を構成している地域でもある。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図るとともに、適正な利用の推進を図ることが必要な地域である。</p> | <p>278</p> <p>(国 8.5) (公 0) (私 269.5)</p> |
| <p>栗田半島の南側に位置する小さな半島地形の地域であり、海岸部の岩崖とシイ・カシの二次林が良好な景観を形成している。</p> <p>このことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p>10</p> <p>(国 0) (公 0) (私 10)</p> |
| <p>奈具海岸は、宮津市由良と栗田の間に展開する延長約3kmの花崗岩から成る岩石海岸である。比高は低い海食崖が発達し、宮津花崗岩から成る白い岩肌とその上に生える松とが美しい景観をつくっている。国道178号と北近畿タンゴ鉄道宮津線が海岸沿いを通っており、車窓からこの景観を楽しむことができるほか、国道脇には展望用のスペースが設けられている。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図るとともに、適正な利用の推進を図ることが必要な地域である。</p> | <p>134</p> <p>(国 0) (公 0) (私 134)</p> |
| <p>由良浜は美しい砂浜海岸であり、海水浴場として多くの利用がみられることから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図るとともに、適正な利用の推進を図ることが必要な地域である。</p> | <p>17</p> <p>(国 0) (公 0.1) (私 16.9)</p> |
| <p>標高130mの小高い山にある雲岩公園は、鎌倉時代に栄えた「雲岩寺跡」である。ユキグニミツバツツジを主とするツツジが山全体に約5,000本群生し、薄紫の花が開花する4月には良好な景観を形成している。山頂には寺名の由来となった巨大な雲岩や金堂跡の礎石、府内でも有数の大きさを持つ宝篋印塔などが残り、中腹の天王堂には町指定文化財の仏像がみられるなど、史跡も見所となっている。公園内には遊歩道や案内板、トイレ等も整備されており、多くの利用者が訪れている。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図るとともに、適正な利用の推進を図ることが必要な地域である。</p> | <p>3</p> <p>(国 0) (公 0) (私 3)</p> |

| 名 称 | 区 域 |
|---------|--|
| 杉山・赤岩山 | 京都府舞鶴市 字上漆原及び字下見谷の各一部 京都府宮津市 字小田、字喜多及び字新宮の各一部 |
| 与謝野町権現山 | 京都府与謝郡与謝野町 大字滝の一部 |
| 普甲峠 | 京都府宮津市 字小田及び字喜多の各一部 |
| 佛性寺 | 京都府福知山市 大江町佛性寺の一部 |
| 深山 | 京都府与謝郡与謝野町 大字滝の一部 |

| 地区の概要 | 面積 (h a) |
|--|---|
| <p>杉山・赤岩山は、麓の宮津市側の今福集落や舞鶴市側の西方寺平集落からも山稜線部がよく見通せる連山である。</p> <p>赤岩山山頂は、宮津方面への良好な眺望を有している。植生としては、植林地もあるが、クリ、ミズナラ、リョウブ、シデ等の比較的自然性の高い落葉広葉樹林が広く分布しており、四季の変化が楽しめる。また、上宮津杉と呼ばれているアシュウスギの巨木が数多く残存しているのも特徴である。登山道には案内板等が整備され、自然探勝の場として多くの人に利用されている。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図るとともに、適正な利用の推進を図ることが必要な地域である。</p> | <p>94</p> <p>(国 0)</p> <p>(公 0)</p> <p>(私 94)</p> |
| <p>権現山は加悦奥と滝の集落の境に位置する山であり、両集落から山頂へ向かう旧道がみられる。標高は527mで周囲の山より少し高くなっているため、山頂からの眺望は良好である。</p> <p>このことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図るとともに、適正な利用の推進を図ることが必要な地域である。</p> | <p>35</p> <p>(国 0)</p> <p>(公 0)</p> <p>(私 35)</p> |
| <p>普甲峠の周辺に約1kmにわたり随所に残っている石畳の道は、江戸時代の街道の面影を残す重要な古道である。この道は「京都の自然200選」及び「歴史の道百選」にも選定されており、良好な歴史的景観を有している。</p> <p>また、本地域には大江山スキー場とキャンプ場が整備されており、自然とのふれあい等の利用拠点となっている。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図るとともに、適正な利用の推進を図ることが必要な地域である。</p> | <p>149</p> <p>(国 0)</p> <p>(公 0)</p> <p>(私 149)</p> |
| <p>佛性寺には、大江山登山や観光のための利用拠点が整備されており、「酒呑童子の里」と呼ばれている。ここには、宿泊施設(大江山青少年グリーンロッジ)のほか、鬼瓦工房、運動場、キャンプ場、テニスコート、日本の鬼の交流博物館、公園、休憩所等の施設が整備されている。また、近畿自然歩道も通過しており、多くの利用者が訪れている。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図るとともに、適正な利用の推進を図ることが必要な地域である。</p> | <p>222</p> <p>(国 0)</p> <p>(公 0.8)</p> <p>(私 221.2)</p> |
| <p>本地域には、京都府の天然記念物であり「京都の自然200選」にも選定されている「千年ツバキ」がみられる。樹高約10mにもなる大木で、3～4月の開花期には「ツバキ祭」が開催され、多くの人々が訪れている。</p> <p>周辺は滝の千年ツバキ公園として整備され、トイレ、駐車場、遊歩道等が設置されている。また、少し離れた所に椿文化資料館があり、ツバキに関する情報を得ることができる。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図るとともに、適正な利用の推進を図ることが必要な地域である。</p> | <p>7</p> <p>(国 0)</p> <p>(公 0)</p> <p>(私 7)</p> |

| 名 称 | 区 域 |
|--------|--|
| 毛原 | 京都府福知山市 大江町毛原、大江町内宮及び大江町佛性寺の各一部 |
| 江笠山 | 京都府福知山市 字雲原の一部 |
| 鬼嶽稻荷神社 | 京都府福知山市 大江町北原の一部 |
| 赤石ヶ岳 | 京都府福知山市 字天座及び字雲原の各一部 京都府与謝郡与謝野町 大字与謝の一部 |
| 天ヶ峰 | 京都府福知山市 字天座の一部 |
| 元伊勢外宮 | 京都府福知山市 大江町天田内の一部 |

| 地 区 の 概 要 | 面積 (h a) | | | | | | | | | |
|---|--|---|---|---|---|---|---|---|-----|---|
| <p>「日本の棚田百選」に選定されている毛原には棚田が約 600 枚あり、その周辺にスギ・ヒノキ等の植林とコナラの落葉広葉樹林が混生した里山的な植生が広がっている。これらの棚田や集落と周囲の里山が一体となり、美しい農村景観を形成している。</p> <p>また、遊歩道、水車小屋、四阿等が整備されており、自然探勝等に利用されている。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p style="text-align: right;">245</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="border: none;">〔</td> <td style="border: none;">国</td> <td style="border: none;">0</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">公</td> <td style="border: none;">0</td> <td style="border: none;">0</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">私</td> <td style="border: none;">245</td> <td style="border: none;">〕</td> </tr> </table> | 〔 | 国 | 0 | 公 | 0 | 0 | 私 | 245 | 〕 |
| 〔 | 国 | 0 | | | | | | | | |
| 公 | 0 | 0 | | | | | | | | |
| 私 | 245 | 〕 | | | | | | | | |
| <p>江笠山は、標高 728mと周辺の山より高いことから、山頂からの眺望は良好である。また、山頂周辺にはブナの混じる落葉広葉樹林が分布している。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p style="text-align: right;">5</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="border: none;">〔</td> <td style="border: none;">国</td> <td style="border: none;">0</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">公</td> <td style="border: none;">5</td> <td style="border: none;">0</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">私</td> <td style="border: none;">0</td> <td style="border: none;">〕</td> </tr> </table> | 〔 | 国 | 0 | 公 | 5 | 0 | 私 | 0 | 〕 |
| 〔 | 国 | 0 | | | | | | | | |
| 公 | 5 | 0 | | | | | | | | |
| 私 | 0 | 〕 | | | | | | | | |
| <p>ブナ林がみられる鬼嶽稲荷神社の第 1 種特別地域の東側に隣接する地域であり、シデ等の落葉広葉樹林が広がっている。また、雲海がよく発生する場所でもある。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p style="text-align: right;">33</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="border: none;">〔</td> <td style="border: none;">国</td> <td style="border: none;">0</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">公</td> <td style="border: none;">0</td> <td style="border: none;">0</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">私</td> <td style="border: none;">33</td> <td style="border: none;">〕</td> </tr> </table> | 〔 | 国 | 0 | 公 | 0 | 0 | 私 | 33 | 〕 |
| 〔 | 国 | 0 | | | | | | | | |
| 公 | 0 | 0 | | | | | | | | |
| 私 | 33 | 〕 | | | | | | | | |
| <p>本地域には「大江山憩いの広場」があり、宿泊施設や休憩所等が設置されている。この「大江山憩いの広場」までは車で到達可能であり、赤石ヶ岳・大江山登山の利用拠点になっている。</p> <p>赤石ヶ岳から大江山（千丈ヶ嶽）へ向かう山稜部近くの斜面の一部にススキ、ササ草がみられるほか、スギ・ヒノキ植林やコナラ、ミズナラ等の落葉広葉樹林もあり、植生はモザイク状である。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図るとともに、適正な利用の推進を図ることが必要な地域である。</p> | <p style="text-align: right;">45</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="border: none;">〔</td> <td style="border: none;">国</td> <td style="border: none;">0</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">公</td> <td style="border: none;">0</td> <td style="border: none;">0</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">私</td> <td style="border: none;">45</td> <td style="border: none;">〕</td> </tr> </table> | 〔 | 国 | 0 | 公 | 0 | 0 | 私 | 45 | 〕 |
| 〔 | 国 | 0 | | | | | | | | |
| 公 | 0 | 0 | | | | | | | | |
| 私 | 45 | 〕 | | | | | | | | |
| <p>天ヶ峰は、標高 632mと周辺の山より高く、ハイキングや自然探勝の場として利用されている。植生はスギ・ヒノキの植林が多いが、山頂付近には落葉広葉樹林も広がっている。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p style="text-align: right;">4</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="border: none;">〔</td> <td style="border: none;">国</td> <td style="border: none;">0</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">公</td> <td style="border: none;">0</td> <td style="border: none;">0</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">私</td> <td style="border: none;">4</td> <td style="border: none;">〕</td> </tr> </table> | 〔 | 国 | 0 | 公 | 0 | 0 | 私 | 4 | 〕 |
| 〔 | 国 | 0 | | | | | | | | |
| 公 | 0 | 0 | | | | | | | | |
| 私 | 4 | 〕 | | | | | | | | |
| <p>元伊勢内宮と対をなす元伊勢外宮神社は、内宮より約 3km南に位置し、良好な歴史的景観を有している。規模は小さいが神社林が社殿を取り囲み、シイを中心とした自然林がみられる。また、境内にはスギの老木もみられる。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p style="text-align: right;">6</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="border: none;">〔</td> <td style="border: none;">国</td> <td style="border: none;">0</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">公</td> <td style="border: none;">0</td> <td style="border: none;">0</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">私</td> <td style="border: none;">6</td> <td style="border: none;">〕</td> </tr> </table> | 〔 | 国 | 0 | 公 | 0 | 0 | 私 | 6 | 〕 |
| 〔 | 国 | 0 | | | | | | | | |
| 公 | 0 | 0 | | | | | | | | |
| 私 | 6 | 〕 | | | | | | | | |

| 名 称 | 区 域 |
|-----|--------------------------|
| 三岳山 | 京都府福知山市 字上野条及び字喜多の各一部 |
| 合 計 | |

| 地 区 の 概 要 | 面積 (h a) |
|---|--|
| <p>三岳山は、標高 839mと周辺の山より高く、喜多集落と野際集落から2つの登山道があり、ハイキングや自然探勝の場として利用されている。山頂付近には三岳神社や行者神社があり、古くから信仰の山としても利用されている。また、大江山とともに雲海が発生する場所としても有名である。</p> <p>植生はスギ・ヒノキの植林が多いが、特定植物群落である下野条のシデ林等、自然性の高いブナ、シデ等の落葉広葉樹林が分布している。</p> <p>喜多集落には、宿泊施設として三岳青少年山の家があり、三岳山登山の拠点になっている。</p> <p>これらのことから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p style="text-align: right;">5</p> <p style="text-align: right;">(国 0) 公 0 私 5)</p> |
| | <p style="text-align: right;">4,518</p> <p style="text-align: right;">(国 105.4) 公 93.3 私 4,319.3)</p> |

(ウ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表6：第3種特別地域総括表)

| 都道府県名 | 区 域 | 面積 (h a) |
|-------|---|---|
| 京都府 | 福知山市 字天座、大江町天田内、大江町小原田、大江町金屋、大江町北原、大江町内宮、大江町橋谷、大江町二俣、大江町佛性寺、字上佐々木、字上野条、字喜多、字雲原、字下野条及び字中佐々木の各一部 | 3,654 〔国 0 公 0 私 3,654〕 |
| | 舞鶴市 字上漆原、字西方寺、字下見谷、字長谷及び字和江の各一部 | 256 〔国 0 公 0 私 256〕 |
| | 宮津市内 国有林京都大阪森林管理事務所68林班の全部及び69林班の一部 宮津市 字今福、字奥波見、字小田、字上世屋、字木子、字喜多、字駒倉、字下世屋、字新宮、字杉末、字須津、字滝馬、字中波見、字畑、字東野、字日ヶ谷、字松尾、字万年、字文珠、字由良及び字脇の各一部 | 2,217 〔国 82 公 0 私 2,135〕 |
| | 京丹後市 大宮町五十河、大宮町久住、大宮町新宮、丹後町碓、丹後町上野、丹後町上山、丹後町尾和、丹後町遠下、丹後町久僧、丹後町鞍内、丹後町神主、丹後町此代、丹後町小脇、丹後町袖志、丹後町間人、丹後町竹野、丹後町中浜、丹後町筆石、丹後町三山、丹後町矢畑、弥栄町須川、弥栄町等楽寺及び弥栄町野中の各一部 | 4,269 〔国 9.5 公 16.4 私 4,243.1〕 |
| | 与謝郡伊根町 大字蒲入及び大字野村の各一部 | 534 〔国 0 公 0 私 534〕 |
| | 与謝郡与謝野町 大字温江、大字岩滝、大字岩屋、大字男山、大字香河、大字加悦奥、大字滝及び大字与謝の各一部 | 2,234 〔国 0 公 181.6 私 2,052.4〕 |
| | 合 計 | 13,164 〔国 91.5 公 198 私 12,874.5〕 |

(表7：第3種特別地域内訳表)

| 名 称 | 区 域 |
|--------|---|
| 世屋高原 | 京都府京丹後市 丹後町碓、丹後町上山、丹後町鞍内、丹後町小脇、丹後町袖志、丹後町三山、弥栄町須川及び弥栄町野中の各一部 京都府与謝郡伊根町 大字蒲入及び大字野村の各一部 |
| 尾和一穴文殊 | 京都府京丹後市 丹後町尾和及び丹後町中浜の各一部 |
| 上野 | 京都府京丹後市 丹後町上野及び丹後町久僧の各一部 |
| 筆石 | 京都府京丹後市 丹後町此代及び丹後町筆石の各一部 |
| 竹野 | 京都府京丹後市 丹後町竹野及び丹後町筆石の各一部 |
| 間人－竹野 | 京都府京丹後市 丹後町間人及び丹後町竹野の各一部 |
| 依遅ヶ尾山 | 京都府京丹後市 丹後町遠下、丹後町此代、丹後町竹野及び丹後町矢畑の各一部 |
| 神主 | 京都府京丹後市 丹後町神主及び丹後町小脇の各一部 |

| 地 区 の 概 要 | 面積 (h a) |
|--|---|
| <p>本地域は、世屋高原の高原地形上に位置しており、大部分が森林で覆われ人工物が少ないことから良好な景観を有している。コナラ・アカマツ群落やスギ・ヒノキ植林が多く分布しているが、標高の高い山地や谷地形の急斜面には比較的自然性の高いケヤキ群落、ミズナラ群落、シデ群落等がみられ、隣接する宇川蛇行部、須川、味土野の第1種特別地域と一体的な森林景観を構成している。また、経ヶ岬の第1種特別地域の後背地として、海岸部とも一体的な風景を構成している。</p> <p>これらのことから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p>3,126</p> <p>〔国 公 私〕</p> <p>0 15.1 3,110.9</p> |
| <p>尾和一穴文殊の第1種特別地域の後背地にあたり、車道丹後半島海岸線から北側の海岸景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p>16</p> <p>〔国 公 私〕</p> <p>0 0 16</p> |
| <p>平の第2種特別地域の後背地にあたり、海岸景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p>23</p> <p>〔国 公 私〕</p> <p>0 0.1 22.9</p> |
| <p>犬ヶ岬の第1種特別地域と連続した山体部であり、車道丹後半島海岸線と近畿自然歩道が通過している。植生はケヤキ群落やシイ・カシ二次林、アカマツ群落が分布し、海岸部とともに良好な景観を形成している。</p> <p>これらのことから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p>98</p> <p>〔国 公 私〕</p> <p>3.7 0.2 94.1</p> |
| <p>竹野一筆石の第2種特別地域の後背地にあたり、近畿自然歩道から北側の海岸景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p>13</p> <p>〔国 公 私〕</p> <p>5.8 0 7.2</p> |
| <p>立岩の第1種特別地域の後背地にあたり、海岸景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p>24</p> <p>〔国 公 私〕</p> <p>0 0.8 23.2</p> |
| <p>依遅ヶ尾山の第1種特別地域を囲む地域であり、森林景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p>30</p> <p>〔国 公 私〕</p> <p>0 0 30</p> |
| <p>小脇の第2種特別地域と隣接した宇川の西側斜面地であり、車道宇川味土野線からの森林景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p>25</p> <p>〔国 公 私〕</p> <p>0 0 25</p> |

| 名 称 | 区 域 |
|---------------|---|
| 太鼓山 | 京都府京丹後市 弥栄町須川の一部 |
| 日ヶ谷 | 京都府宮津市 字日ヶ谷の一部 |
| 木子 | 京都府宮津市 字上世屋、字木子、字駒倉及び字日ヶ谷の各一部 |
| 松尾 | 京都府宮津市 字奥波見、字上世屋、字中波見、字東野、字日ヶ谷及び字松尾の各一部 |
| 等楽寺一久住 一男山 | 京都府宮津市 字畑の一部 京都府京丹後市 大宮町五十河、大宮町久住、大宮町新宮及び弥栄町等楽寺の各一部 京都府与謝郡与謝野町 大字男山の一部 |
| 上世屋西 | 京都府宮津市 字上世屋及び字駒倉の各一部 |
| 上世屋南 | 京都府宮津市 字上世屋、字下世屋及び字畑の各一部 |
| 板列 | 京都府与謝郡与謝野町 大字岩滝及び大字男山の各一部 |

| 地 区 の 概 要 | 面積 (h a) |
|--|---|
| <p>太鼓山の第1種特別地域、第2種特別地域に隣接し、一体的な森林景観を構成している地域である。また、車道丹後半島縦貫線（丹後縦貫林道）が通過している。</p> <p>これらのことから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p>42</p> <p>(国 0)</p> <p>(公 0)</p> <p>(私 42)</p> |
| <p>日ヶ谷の第2種特別地域に連続した森林地帯にあたり、この植生景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p>9</p> <p>(国 0)</p> <p>(公 0)</p> <p>(私 9)</p> |
| <p>大フケ湿原の第1種特別地域や上世屋の第2種特別地域に隣接する地域であり、散策のための歩道が整備されている。周辺には四季の変化の美しいシデ、ミズナラ、コナラ等の落葉広葉樹林が広がっている。</p> <p>これらのことから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p>210</p> <p>(国 0)</p> <p>(公 0)</p> <p>(私 210)</p> |
| <p>上世屋の第2種特別地域に隣接する森林地帯であり、四季の変化が美しい落葉広葉樹林が分布している。また、車道丹後半島縦貫線（丹後縦貫林道）が通過しており、車窓から良好な景観を楽しむことができる。</p> <p>これらのことから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p>443</p> <p>(国 0)</p> <p>(公 0)</p> <p>(私 443)</p> |
| <p>世屋高原の高原地形上に位置しており、大部分が森林で覆われ人工物が少ないことから良好な景観を有している地域である。コナラ・アカマツ群落やスギ・ヒノキ植林が多く分布しているが、標高の高い山地や谷地形の急斜面には比較的自然的性の高いケヤキ群落、ミズナラ群落、シデ群落等もみられる。</p> <p>これらのことから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p>1,652</p> <p>(国 0)</p> <p>(公 0.2)</p> <p>(私 1,651.8)</p> |
| <p>上世屋の第2種特別地域の西側に広がる森林地帯であり、コナラ、シデ、ミズナラ等の落葉広葉樹林が分布している。森林景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p>84</p> <p>(国 0)</p> <p>(公 0)</p> <p>(私 84)</p> |
| <p>上世屋の第2種特別地域の南側に位置し、車道丹後半島縦貫線（丹後縦貫林道）からの森林景観を構成する地域であり、四季の変化が美しい落葉広葉樹林が広がっている。</p> <p>このことから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p>194</p> <p>(国 0)</p> <p>(公 0)</p> <p>(私 194)</p> |
| <p>天橋立を望む良好な眺望を有する車道丹後半島縦貫線（丹後縦貫林道）の沿線に位置する森林地帯であり、四季の変化が美しい落葉広葉樹林が分布している。</p> <p>このことから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p>185</p> <p>(国 0)</p> <p>(公 0)</p> <p>(私 185)</p> |

| 名 称 | 区 域 |
|-----------------|---|
| 須津一滝馬 | 京都府宮津市内 国有林京都大阪森林管理事務所 6 8 林班の全部及び 6 9 林班の一部 京都府宮津市 字杉末、字須津、字滝馬、字万年及び字文珠の各一部 |
| 大江山連峰 | 京都府福知山市 字天座、大江町小原田、大江町北原、大江町橋谷、大江町佛性寺、字上佐々木、字上野条、字喜多、字雲原、字下野条及び字中佐々木の各一部 京都府宮津市 字小田の一部 京都府与謝郡与謝野町 大字温江、大字岩屋、大字香河、大字加悦奥、大字滝及び大字与謝の各一部 |
| 由良ヶ岳一 赤岩山一杉山 | 京都府舞鶴市 字上漆原、字下見谷、字長谷及び字和江の各一部 京都府宮津市 字今福、字小田、字喜多、字新宮、字由良及び字脇の各一部 |
| 西方寺平北 | 京都府舞鶴市 字西方寺及び字下見谷の各一部 |
| 杉山南 | 京都府宮津市 字小田及び字喜多の各一部 |
| 普甲峠 | 京都府宮津市 字小田の一部 |

| 地 区 の 概 要 | 面積 (h a) | | | | | | |
|--|---|-----|----|---|-------|---|---------|
| <p>隣接する文珠の第2種特別地域とともに、天橋立の南側の後背地となっている地域である。本地域にある高さ40m、幅20mの「金引の滝」は、一年中水量が豊かで、良好な景観を有している。また、近畿自然歩道がこの滝を経由して地蔵峠、日吉神社へと続いており、自然探勝の場として利用されている。</p> <p>これらのことから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p style="text-align: right;">399</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: right;">(国</td> <td style="text-align: right;">82</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">公</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">私</td> <td style="text-align: right;">317</td> </tr> </table> | (国 | 82 | 公 | 0 | 私 | 317 |
| (国 | 82 | | | | | | |
| 公 | 0 | | | | | | |
| 私 | 317 | | | | | | |
| <p>本地域は、第1種特別地域となっている大江山連峰の山稜部と、権現山、江笠山、三国山、三岳山及び天ヶ峰を中心とした森林地帯である。コナラ・アカマツ群落やスギ・ヒノキ植林が広く分布し、良好な景観を有している。</p> <p>また、これらの山々は、登山、ハイキング、自然探勝等、自然とのふれあいの場として多くの人に利用されている。</p> <p>これらのことから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p style="text-align: right;">5,406</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: right;">(国</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">公</td> <td style="text-align: right;">181.6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">私</td> <td style="text-align: right;">5,224.4</td> </tr> </table> | (国 | 0 | 公 | 181.6 | 私 | 5,224.4 |
| (国 | 0 | | | | | | |
| 公 | 181.6 | | | | | | |
| 私 | 5,224.4 | | | | | | |
| <p>由良ヶ岳から板戸峠を経て赤岩山、杉山へと続く山稜部とその周辺の地域である。コナラ・アカマツ群落、スギ・ヒノキ植林が多く分布しているが、赤岩山から杉山にかけての山稜部にはシデ、ミズナラ等の比較的自然性の高いブナクラス域の植生がみられ、良好な森林景観を形成している。また、アシウスギの巨木も分布している。</p> <p>これらのことから、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p style="text-align: right;">454</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: right;">(国</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">公</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">私</td> <td style="text-align: right;">454</td> </tr> </table> | (国 | 0 | 公 | 0 | 私 | 454 |
| (国 | 0 | | | | | | |
| 公 | 0 | | | | | | |
| 私 | 454 | | | | | | |
| <p>第2種特別地域となっている赤岩山の南斜面であり、コナラ・アカマツ群落、スギ・ヒノキ植林が多く分布している。森林景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p style="text-align: right;">83</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: right;">(国</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">公</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">私</td> <td style="text-align: right;">83</td> </tr> </table> | (国 | 0 | 公 | 0 | 私 | 83 |
| (国 | 0 | | | | | | |
| 公 | 0 | | | | | | |
| 私 | 83 | | | | | | |
| <p>第2種特別地域となっている杉山と普甲峠の間をつなぐ森林地帯であり、コナラ・アカマツ群落、スギ・ヒノキ植林が分布している。森林景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p style="text-align: right;">374</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: right;">(国</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">公</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">私</td> <td style="text-align: right;">374</td> </tr> </table> | (国 | 0 | 公 | 0 | 私 | 374 |
| (国 | 0 | | | | | | |
| 公 | 0 | | | | | | |
| 私 | 374 | | | | | | |
| <p>普甲峠の第2種特別地域に隣接する地域であり、二次植生のコナラ群落が分布している。森林景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p style="text-align: right;">22</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: right;">(国</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">公</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">私</td> <td style="text-align: right;">22</td> </tr> </table> | (国 | 0 | 公 | 0 | 私 | 22 |
| (国 | 0 | | | | | | |
| 公 | 0 | | | | | | |
| 私 | 22 | | | | | | |

| 名 称 | 区 域 |
|-------|---|
| 毛原北 | 京都府福知山市 大江町佛性寺の一部 |
| 内宮・外宮 | 京都府福知山市 大江町天田内、大江町金屋、大江町内宮、大江町二俣及び大江町佛性寺 の各一部 |
| 合 計 | |

| 地 区 の 概 要 | 面積 (h a) |
|---|--|
| <p>二瀬川の第1種特別地域に隣接する地域であり、スギ・ヒノキの植林地となっている。車道小田関線が通過しており、車道沿線の森林景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p style="text-align: right;">49</p> <p style="text-align: right;">〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 49 〕</p> |
| <p>元伊勢内宮・外宮間を結ぶ車道小田関線の沿線と、第1種特別地域となっている城山の周辺から成る地域であり、植生はコナラ・アカマツ群落とスギ・ヒノキ植林である。</p> <p>森林景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p> | <p style="text-align: right;">203</p> <p style="text-align: right;">〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 203 〕</p> |
| | <p style="text-align: right;">13,164</p> <p style="text-align: right;">〔 国 91.5 〕 〔 公 198.0 〕 〔 私 12,874.5 〕</p> |

イ 普通地域

普通地域の区域は、次のとおりである。

(表 8 : 普通地域表)

| 都道府県名 | 区 域 | 面積 (h a) |
|-------------|---|--------------------------------------|
| 京都府 | 福知山市 字天座、大江町北原、大江町内宮、大江町佛性寺、字雲原 及び字下野条の各一部 | 406 〔国 0〕 〔公 1.9〕 〔私 404.1〕 |
| | 宮津市 字江尻、字小田、字小田宿野、字島陰、字田井、字東野、 字松尾、字文珠及び字由良の各一部 | 83 〔国 0〕 〔公 0.1〕 〔私 82.9〕 |
| | 京丹後市 大宮町五十河、丹後町尾和、丹後町小脇、丹後町竹野、弥 栄町須川及び弥栄町野中の各一部 | 120 〔国 0〕 〔公 4.4〕 〔私 115.6〕 |
| | 与謝郡伊根町 大字日出及び大字本庄浜の各一部 | 4 〔国 0〕 〔公 0.5〕 〔私 3.5〕 |
| | 与謝郡与謝野町 大字男山、大字加悦奥及び大字滝の各一部 | 111 〔国 0〕 〔公 0.1〕 〔私 110.9〕 |
| これらの地域の地先海面 | | |
| 合 計 | | 724 〔国 0〕 〔公 7〕 〔私 717〕 |

(表 9 : 地域地区別土地所有別面積総括表)

| 地 域 区 分 | | 特 別 地 域 | | | | | | | | |
|-----------|------------------|---------|---|---|----------------|-----|-------|-------------------|------|---------|
| 地 種 区 分 | | 特別保護地区 | | | 第 1 種 | | | 第 2 種 | | |
| 土 地 所 有 別 | | 国 | 公 | 私 | 国 | 公 | 私 | 国 | 公 | 私 |
| 合 計 | 土地所有別面積 | 0 | 0 | 0 | 11.0 | 4.9 | 601.1 | 105.4 | 93.3 | 4,319.3 |
| | 地種区分別面積 (比 率) | 0 | | | 617.0 (3.2) | | | 4,518.0 (23.8) | | |
| | 地域地区別面積 (比 率) | | | | | | | | | |
| | 地域別面積 (比 率) | | | | | | | | | |

(表 10 : 地域地区別市町村別面積総括表)

| 地域地区名 | | 特 別 地 域 | | | | 普 通 | |
|-------------|-------------|---------|-------|--------|--------|-------|-----|
| 町村名 | | 第 1 種 | 第 2 種 | 第 3 種 | 小 計 | 地 域 | |
| 京 都 府 | 福 知 山 市 | 172 | 542 | 3,654 | 4,368 | 406 | |
| | 舞 鶴 市 | 0 | 39 | 256 | 295 | 0 | |
| | 宮 津 市 | 63 | 2,683 | 2,217 | 4,963 | 83 | |
| | 京 丹 後 市 | 322 | 627 | 4,269 | 5,218 | 120 | |
| | 与 謝 郡 | 伊 根 町 | 20 | 500 | 534 | 1,054 | 4 |
| | | 与 謝 野 町 | 40 | 127 | 2,234 | 2,401 | 111 |
| 合 計 | | 617 | 4,518 | 13,164 | 18,299 | 724 | |

(単位：面積ha、比率%)

| 第 3 種 | | | 普通地域 (陸 域) | | | 合 計 (陸 域) | | | 海中公園地区 |
|------------------|-------|----------|----------------|-----|-------|-------------------|-------|----------|----------|
| 国 | 公 | 私 | 国 | 公 | 私 | 国 | 公 | 私 | |
| 91.5 | 198.0 | 12,874.5 | 0.0 | 7.0 | 717.0 | 207.9 | 303.2 | 18,511.9 | |
| 13,164 (69.2) | | | | | | | | | |
| 18,299 (96.2) | | | | | | | | | |
| 18,299 (96.2) | | | 724.0 (3.8) | | | 19,023 (100.0) | | | 0ヶ所 0 |

(単位：ha)

| |
|--------|
| 合 計 |
| (A) |
| 4,774 |
| 295 |
| 5,046 |
| 5,338 |
| 1,058 |
| 2,512 |
| 19,023 |

3 施設計画

(1) 利用施設計画

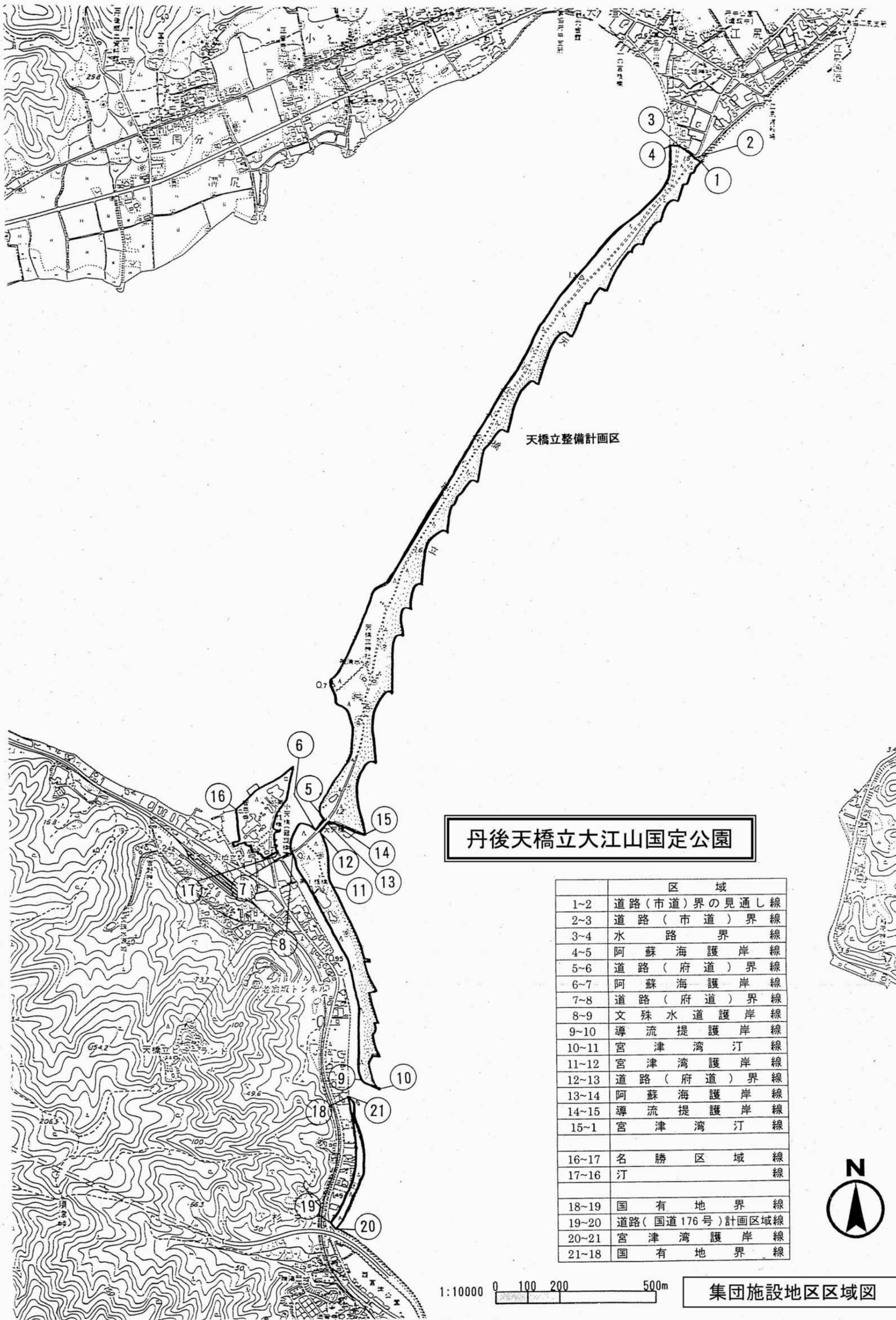
ア 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表 1 1 : 集団施設地区表)

| 番号 | 名称 | 区域 | 計画目標 | 整備計画区 及び基盤施設 |
|----|-----|----------------------------|--|-----------------|
| 1 | 天橋立 | 京都府宮津市 字杉末及び字文 珠の各一部 | <p>本地区は、日本三景の一つである天橋立とその隣接地であり、主に自然探勝の場として利用されているほか、宮津湾側の砂浜は海水浴場としての利用が盛んで、阿蘇海側は船遊び、魚釣りに利用されている。</p> <p>また、京都、大阪の都市部からのアクセスも容易である。</p> <p>この恵まれた自然環境や良好なアクセスを活かし、本国定公園における利用の中心となる地域として、快適な海水浴、船遊び、自然探勝等、総合的な利用が行えるよう施設を計画するものとする。</p> | 天橋立整備計画区 |

| 整備方針 | 面積(ha) | | | 旧計画との関係 |
|--|--------|-----|------|---------------------------------------|
| <p>小天橋北側広場に、天橋立を中心に本公園全体のガイダンス、利用情報の提供、自然の紹介などの役割を果たすビジターセンター又はインフォメーションセンターを整備する。さらに、園地施設、栈橋施設、各施設への給水施設、水質を保全するために浄化槽についても整備する。</p> <p>また、当地区に生育するクロマツ林を保全するとともに、このクロマツ林を縦貫する府道天橋立線を近畿自然歩道として整備する。</p> | 27.0 | | | 集団施設地区 公園計画 平2.4.3環境庁 告示第23号 |
| 面積計 | 国 | 公 | 私 | |
| | 10.9 | 0.5 | 15.6 | |
| | 27.0 | | | |



天橋立整備計画区

丹後天橋立大江山国定公園

| 区 域 | |
|-------|-----------------|
| 1~2 | 道路(市道)界の見通し線 |
| 2~3 | 道路(市道)界線 |
| 3~4 | 水路界線 |
| 4~5 | 阿蘇海護岸線 |
| 5~6 | 道路(府道)界線 |
| 6~7 | 阿蘇海護岸線 |
| 7~8 | 道路(府道)界線 |
| 8~9 | 文殊水道護岸線 |
| 9~10 | 導流堤護岸線 |
| 10~11 | 宮津湾汀線 |
| 11~12 | 宮津湾護岸線 |
| 12~13 | 道路(府道)界線 |
| 13~14 | 阿蘇海護岸線 |
| 14~15 | 導流堤護岸線 |
| 15~1 | 宮津湾汀線 |
| 16~17 | 名勝区域線 |
| 17~16 | 汀線 |
| 18~19 | 国有地界線 |
| 19~20 | 道路(国道176号)計画区域線 |
| 20~21 | 宮津湾護岸線 |
| 21~18 | 国有地界線 |

1:10000 0 100 200 500m

集団施設地区区域図

イ 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 1 2 : 単独施設表)

| 番号 | 種 類 | 位 置 |
|-----|-----|--------------------|
| 1 | 園地 | 京都府福知山市 (佛性寺) |
| 2 | 宿舎 | 京都府福知山市 (佛性寺) |
| 3 | 野営場 | 京都府福知山市 (佛性寺) |
| 4 | 園地 | 京都府福知山市 (鬼嶽稻荷神社) |
| 5 | 園地 | 京都府福知山市 (江笠山) |
| 6 | 園地 | 京都府福知山市 (三岳山) |
| 7 | 園地 | 京都府宮津市 (大フケ湿原) |
| 8 | 園地 | 京都府宮津市 (汐霧山) |
| 9 | 園地 | 京都府宮津市 (上世屋) |
| 1 0 | 野営場 | 京都府宮津市 (上世屋) |
| 1 1 | 園地 | 京都府宮津市 (成相寺) |
| 1 2 | 園地 | 京都府宮津市 (温水池) |
| 1 3 | 舟遊場 | 京都府宮津市 (阿蘇海) |
| 1 4 | 園地 | 京都府宮津市 (須津峠) |
| 1 5 | 園地 | 京都府宮津市 (大黒山) |
| 1 6 | 園地 | 京都府宮津市 (田井) |
| 1 7 | 宿舎 | 京都府宮津市 (田井) |
| 1 8 | 舟遊場 | 京都府宮津市 (田井) |
| 1 9 | 園地 | 京都府宮津市 (島陰) |
| 2 0 | 野営場 | 京都府宮津市 (島陰・越浜) |
| 2 1 | 舟遊場 | 京都府宮津市 (島陰) |
| 2 2 | 園地 | 京都府宮津市 (栗田・獅子崎) |

| 整備方針 | 旧計画との関係 |
|----------------------------------|-----------------------------|
| 自然探勝及び大江山への登山の拠点となる園地として整備する。 | 新規 |
| 大江山への登山拠点となる宿舎として整備する。 | 新規 |
| 大江山への登山拠点となる野営場として整備する。 | 新規 |
| 自然探勝のための園地として整備する。 | 新規 |
| 展望地となる園地として整備する。 | 新規 |
| 三岳山への登山拠点となる園地として整備する。 | 新規 |
| 自然探勝のための園地として整備する。 | 新規 |
| 展望地となる園地として整備する。 | 新規 |
| 自然探勝のための園地として整備する。 | 新規 |
| 自然探勝のための野営場として整備する。 | 新規 |
| 展望地となる園地として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |
| 展望及び自然探勝のための園地として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |
| ボート、ヨット、和船の遊び場として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |
| 自然探勝のための園地として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |
| 園地として整備する。 | 平成 12. 9. 1 京都府告示第 533 号 |
| 展望及び休養のための園地として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |
| 既存の公共自然探勝施設の利用者等のための宿泊施設として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |
| ヨットハーバーとして整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |
| 園地として整備する。 | 平成 12. 9. 1 京都府告示第 533 号 |
| 野営場として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |
| 舟遊場として整備する。 | 平成 12. 9. 1 京都府告示第 533 号 |
| 天橋立の展望地となる園地として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |

| 番号 | 種 類 | 位 置 |
|-----|------|------------------|
| 2 3 | 園地 | 京都府宮津市 (奈具海岸) |
| 2 4 | 宿舎 | 京都府宮津市 (奈具海岸) |
| 2 5 | 園地 | 京都府宮津市 (由良) |
| 2 6 | 水泳場 | 京都府宮津市 (由良) |
| 2 7 | 園地 | 京都府宮津市 (由良ヶ岳) |
| 2 8 | 園地 | 京都府宮津市 (普甲峠) |
| 2 9 | 野営場 | 京都府宮津市 (普甲峠) |
| 3 0 | スキー場 | 京都府宮津市 (普甲峠) |
| 3 1 | 園地 | 京都府京丹後市 (袖志) |
| 3 2 | 園地 | 京都府京丹後市 (穴文殊) |
| 3 3 | 園地 | 京都府京丹後市 (高嶋) |
| 3 4 | 野営場 | 京都府京丹後市 (高嶋) |
| 3 5 | 水泳場 | 京都府京丹後市 (高嶋) |
| 3 6 | 園地 | 京都府京丹後市 (丹後松島) |
| 3 7 | 野営場 | 京都府京丹後市 (丹後松島) |
| 3 8 | 水泳場 | 京都府京丹後市 (丹後松島) |
| 3 9 | 園地 | 京都府京丹後市 (犬ヶ岬) |
| 4 0 | 園地 | 京都府京丹後市 (竹野) |
| 4 1 | 水泳場 | 京都府京丹後市 (竹野) |
| 4 2 | 園地 | 京都府京丹後市 (後ヶ浜) |
| 4 3 | 野営場 | 京都府京丹後市 (後ヶ浜) |
| 4 4 | 水泳場 | 京都府京丹後市 (後ヶ浜) |
| 4 5 | 駐車場 | 京都府京丹後市 (後ヶ浜) |

| 整備方針 | 旧計画との関係 |
|------------------------------|-----------------------------|
| 路傍における展望地とするための園地として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |
| 採石場跡地等における宿泊施設として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |
| 園地として整備する。 | 平成 12. 9. 1 京都府告示第 533 号 |
| 海水浴場として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |
| 展望地となる園地として整備する。 | 新規 |
| 自然探勝のための園地として整備する。 | 新規 |
| 自然探勝のための野営場として整備する。 | 新規 |
| スキー場として整備する。 | 新規 |
| 展望地となる園地として、歩道及び駐車場とともに整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |
| 休憩のための園地として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |
| 園地として整備する。 | 平成 12. 9. 1 京都府告示第 533 号 |
| 野営場として整備する。 | 平成 12. 9. 1 京都府告示第 533 号 |
| 海水浴場として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |
| 休憩のための園地として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |
| 野営場として整備する。 | 平成 12. 9. 1 京都府告示第 533 号 |
| 海水浴場として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |
| 休養及び自然探勝のための園地として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |
| 園地として整備する。 | 平成 12. 9. 1 京都府告示第 533 号 |
| 海水浴場として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |
| 休憩のための園地として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |
| 野営場として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |
| 海水浴場として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |
| 公園利用者のための駐車場として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |

| 番号 | 種 類 | 位 置 |
|-----|------|-------------------|
| 4 6 | 園地 | 京都府京丹後市 (城島) |
| 4 7 | 園地 | 京都府京丹後市 (琴引浜) |
| 4 8 | 野営場 | 京都府京丹後市 (琴引浜) |
| 4 9 | 水泳場 | 京都府京丹後市 (琴引浜) |
| 5 0 | 園地 | 京都府京丹後市 (小浜) |
| 5 1 | 野営場 | 京都府京丹後市 (小浜) |
| 5 2 | 水泳場 | 京都府京丹後市 (小浜) |
| 5 3 | 園地 | 京都府京丹後市 (依遅ヶ尾山) |
| 5 4 | 園地 | 京都府京丹後市 (碓高原) |
| 5 5 | 野営場 | 京都府京丹後市 (碓高原) |
| 5 6 | 園地 | 京都府京丹後市 (宇川) |
| 5 7 | 園地 | 京都府京丹後市 (太鼓山) |
| 5 8 | 宿舎 | 京都府京丹後市 (太鼓山) |
| 5 9 | 野営場 | 京都府京丹後市 (太鼓山) |
| 6 0 | スキー場 | 京都府京丹後市 (太鼓山) |
| 6 1 | 園地 | 京都府京丹後市 (小金山) |
| 6 2 | 園地 | 京都府京丹後市 (須川) |
| 6 3 | 園地 | 京都府京丹後市 (味土野) |
| 6 4 | 園地 | 京都府京丹後市 (内山) |
| 6 5 | 園地 | 京都府与謝郡伊根町 (蒲入) |
| 6 6 | 園地 | 京都府与謝郡伊根町 (本庄浜) |
| 6 7 | 野営場 | 京都府与謝郡伊根町 (本庄浜) |
| 6 8 | 水泳場 | 京都府与謝郡伊根町 (本庄浜) |

| 整備方針 | 旧計画との関係 |
|------------------------------|-----------------------------|
| 展望及び休憩のための園地として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |
| 休憩のための園地として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |
| 野営場として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |
| 海水浴場として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |
| 園地として整備する。 | 平成 12. 9. 1 京都府告示第 533 号 |
| 野営場として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |
| 海水浴場として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |
| 展望地となる園地として整備する。 | 新規 |
| 展望及び自然探勝のための園地として整備する。 | 新規 |
| 自然探勝のための野営場として整備する。 | 新規 |
| 自然探勝のための園地として整備する。 | 新規 |
| 自然探勝のための園地として整備する。 | 新規 |
| 自然探勝のための宿舎として整備する。 | 新規 |
| 自然探勝のための野営場として整備する。 | 新規 |
| スキー場として整備する。 | 新規 |
| 展望地となる園地として整備する。 | 新規 |
| 自然探勝のための園地として整備する。 | 新規 |
| 自然探勝のための園地として整備する。 | 新規 |
| 自然探勝のための園地として整備する。 | 新規 |
| 展望地となる園地として、歩道及び駐車場とともに整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |
| 園地として整備する。 | 平成 12. 9. 1 京都府告示第 533 号 |
| 野営場として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |
| 海水浴場として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |

| 番号 | 種 類 | 位 置 |
|----|-----|---------------------------|
| 69 | 園地 | 京都府与謝郡伊根町 (野室) |
| 70 | 園地 | 京都府与謝郡伊根町 (泊) |
| 71 | 宿舎 | 京都府与謝郡伊根町 (泊) |
| 72 | 園地 | 京都府与謝郡伊根町 (新井) |
| 73 | 園地 | 京都府与謝郡伊根町 (亀島) |
| 74 | 園地 | 京都府与謝郡伊根町 (青島) |
| 75 | 園地 | 京都府与謝郡与謝野町 (鼓ヶ岳) |
| 76 | 園地 | 京都府与謝郡与謝野町 (一字観公園) |
| 77 | 野営場 | 京都府与謝郡与謝野町、京丹後市 (一字観公園) |
| 78 | 園地 | 京都府与謝郡与謝野町 (雲岩公園) |
| 79 | 園地 | 京都府与謝郡与謝野町 (権現山) |
| 80 | 園地 | 京都府与謝郡与謝野町 (滝の千年ツバキ) |
| 81 | 園地 | 京都府与謝郡与謝野町 (池ヶ成公園) |
| 82 | 園地 | 京都府与謝郡与謝野町 (大江山憩いの広場) |
| 83 | 宿舎 | 京都府与謝郡与謝野町 (大江山憩いの広場) |
| 84 | 園地 | 京都府与謝郡与謝野町 (赤石ヶ岳) |

| 整備方針 | 旧計画との関係 |
|-------------------------------|-----------------------------|
| 展望及び自然探勝のための園地として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |
| 自然探勝のための園地として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |
| 温泉を主とした宿泊施設として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |
| 自然探勝のための園地として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |
| 自然探勝のための園地として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |
| 展望及び自然探勝のための園地として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |
| 展望地となる園地として整備する。 | 新規 |
| 天橋立の展望地となる園地として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |
| 野営場として整備する。 | 平成 12. 9. 1 京都府告示第 533 号 |
| 自然探勝のための園地として整備する。 | 新規 |
| 展望地となる園地として整備する。 | 新規 |
| 自然探勝のための園地として整備する。 | 新規 |
| 自然探勝及び大江山への登山の拠点となる園地として整備する。 | 新規 |
| 大江山への登山拠点となる園地として整備する。 | 新規 |
| 大江山への登山拠点となる宿舎として整備する。 | 新規 |
| 展望地となる園地として整備する。 | 新規 |

ウ 道 路

(ア) 車道

車道を次のとおりとする。

(表 1 3 : 道路 (車道) 表)

| 番号 | 路 線 名 | 区 間 | 主要経過地 |
|----|------------|---|-------------------------|
| 1 | 佛性寺鬼嶽稻荷神社線 | 起点—京都府福知山市 (佛性寺・車道分岐点) 終点—京都府福知山市 (鬼嶽稻荷神社) | — |
| 2 | 佛性寺鳩ヶ峰口線 | 起点—京都府福知山市 (佛性寺・車道分岐点) 終点—京都府福知山市 (鳩ヶ峰口) | — |
| 3 | 成相寺鼓ヶ岳線 | 起点—京都府宮津市 (国分・国定公園境界) 終点—京都府宮津市 (鼓ヶ岳・車道合流点) | 成相寺 |
| 4 | 栗田半島線 | 起点—京都府宮津市 (小田宿野・国定公園境界) 終点—京都府宮津市 (矢原・国定公園境界) 起点—京都府宮津市 (獅子・国定公園境界) 終点—京都府宮津市 (獅子崎・国定公園境界) | 越浜、島陰、 田井、矢原、 獅子 |
| 5 | 由良天橋立線 | 起点—京都府宮津市 (由良・国定公園境界) 終点—京都府宮津市 (脇・国定公園境界) 起点—京都府宮津市 (文珠・国定公園境界) 終点—京都府宮津市 (須津・国定公園境界) 起点—京都府宮津市 (難波野・国定公園境界) 終点—京都府宮津市 (難波野・国定公園境界) | 奈具海岸、宮 津海岸、天橋 立 |
| 6 | 小田関線 | 起点—京都府宮津市 (小田・国定公園境界) 終点—京都府宮津市 (普甲峠・国定公園境界) 起点—京都府宮津市 (中茶屋・国定公園境界) 終点—京都府福知山市 (関・国定公園境界) | 普甲峠、二瀬 川溪谷、内 宮、外宮 |
| 7 | 辛皮普甲峠線 | 起点—京都府宮津市 (辛皮・国定公園境界) 終点—京都府宮津市 (普甲峠・国定公園境界) | — |

| 整備方針 | 旧計画との関係 |
|---------------------------|-----------------------------|
| 鬼嶽稲荷神社への到達道路として整備する。 | 新規 |
| 鳩ヶ峰口への到達道路として整備する。 | 新規 |
| 成相寺及び丹後縦貫林道への連絡路線として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |
| 栗田半島の周回道路として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |
| 天橋立の主要な観光路線として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |
| 南北へ縦貫する連絡道路として整備する。 | 新規 |
| 舞鶴大江ICから普甲峠への到達道路として整備する。 | 新規 |

| 番号 | 路線名 | 区間 | 主要経過地 |
|----|---------|--|-------------------------|
| 8 | 丹後半島縦貫線 | 起点—京都府京丹後市（碓高原・国定公園境界） 終点—京都府京丹後市（碓高原・国定公園境界） 起点—京都府与謝郡伊根町（碓高原・国定公園境界） 終点—京都府与謝郡伊根町（碓高原・国定公園境界） 起点—京都府与謝郡伊根町（田坪・国定公園境界） 終点—京都府与謝郡伊根町（福之内・国定公園境界） 起点—京都府与謝郡伊根町（福之内・国定公園境界） 終点—京都府宮津市（日ヶ谷・国定公園境界） 起点—京都府宮津市（角突山・国定公園境界） 終点—京都府宮津市（汐霧山・国定公園境界） 起点—京都府宮津市（汐霧山・国定公園境界） 終点—京都府宮津市（浅谷国有林・国定公園境界） 起点—京都府宮津市（浅谷国有林・国定公園境界） 終点—京都府与謝郡与謝野町（新宮・国定公園境界） 起点—京都府与謝郡与謝野町（男山・国定公園境界） 終点—京都府与謝郡与謝野町（岩滝・国定公園境界） 起点—京都府与謝郡与謝野町（岩滝・国定公園境界） 終点—京都府与謝郡与謝野町（板列・国定公園境界） 起点—京都府与謝郡与謝野町（板列・国定公園境界） 終点—京都府与謝郡与謝野町（大内峠・国定公園境界） | スイス村（太鼓山）、汐霧山、上世屋、板列展望台 |
| 9 | 宇川味土野線 | 起点—京都府京丹後市（鞍内） 終点—京都府京丹後市（味土野） | 野中、大谷 |
| 10 | 野中碓高原線 | 起点—京都府与謝郡伊根町（碓高原・車道分岐点） 終点—京都府京丹後市（野中・車道合流点） | 吉野 |
| 11 | 須川来見谷線 | 起点—京都府京丹後市（霰・車道分岐点） 終点—京都府京丹後市（来見谷） | — |
| 12 | 掛津琴引浜線 | 起点—京都府京丹後市（掛津・国定公園境界） 終点—京都府京丹後市（掛津） | 太鼓浜、琴引浜 |

| 整備方針 | 旧計画との関係 |
|---------------------------------|-----------------------------|
| 南北へ縦貫する連絡道路及び景観観賞のための道路として整備する。 | 新規 |
| 味土野への到達道路として整備する。 | 新規 |
| 碓高原及び太鼓山への到達道路として整備する。 | 新規 |
| 来見谷への到達道路として整備する。 | 新規 |
| 琴引浜への連絡路線として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |

| 番号 | 路線名 | 区間 | 主要経過地 |
|-----|---------|---|---|
| 1 3 | 丹後半島海岸線 | 起点—京都府与謝郡伊根町（平田・国定公園境界） 終点—京都府与謝郡伊根町（大原・国定公園境界） 起点—京都府与謝郡伊根町（大原・国定公園境界） 終点—京都府与謝郡伊根町（新井・国定公園境界） 起点—京都府与謝郡伊根町（新井・国定公園境界） 終点—京都府与謝郡伊根町（泊・国定公園境界） 起点—京都府与謝郡伊根町（津母・国定公園境界） 終点—京都府与謝郡伊根町（野室・国定公園境界） 起点—京都府与謝郡伊根町（野室・国定公園境界） 終点—京都府与謝郡伊根町（本庄浜・国定公園境界） 起点—京都府与謝郡伊根町（蒲入・国定公園境界） 終点—京都府京丹後市（袖志・国定公園境界） 起点—京都府京丹後市（袖志・国定公園境界） 終点—京都府京丹後市（中浜・国定公園境界） 起点—京都府京丹後市（平・国定公園境界） 終点—京都府京丹後市（此代・国定公園境界） 起点—京都府京丹後市（此代・国定公園境界） 終点—京都府京丹後市（筆石・国定公園境界） 起点—京都府京丹後市（筆石・国定公園境界） 終点—京都府京丹後市（竹野・国定公園境界） 起点—京都府京丹後市（竹野・国定公園境界） 終点—京都府京丹後市（間人・国定公園境界） 起点—京都府京丹後市（間人・国定公園境界） 終点—京都府京丹後市（砂方・国定公園境界） 起点—京都府京丹後市（砂方・国定公園境界） 終点—京都府京丹後市（三津・国定公園境界） | 新井崎、泊、野室、本庄浜、蒲入、経ヶ岬、穴文殊、丹後松島、犬ヶ岬、立岩、後ヶ浜、間人、城島、砂方、三津 |
| 1 4 | 大内峠線 | 起点—京都府与謝郡与謝野町（弓木・国定公園境界） 終点—京都府京丹後市（大内峠・国定公園境界） | 大内峠 |
| 1 5 | 虫本池ヶ成線 | 起点—京都府与謝郡与謝野町 （虫本・国定公園境界） 終点—京都府与謝郡与謝野町（池ヶ成公園） | — |

| 整備方針 | 旧計画との関係 |
|--------------------------|-----------------------------|
| 丹後半島を周回する主要な観光路線として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |
| 一字観公園への観光路線として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |
| 池ヶ成公園、鍋塚への到達道路として整備する。 | 新規 |

| 整備方針 | 旧計画との関係 |
|-----------------------------|---------|
| 大江山憩いの広場、赤石ヶ岳への到達道路として整備する。 | 新規 |

(イ) 自転車道

自転車道を次のとおりとする。

(表 1 4 : 道路 (自転車道) 表)

| 番号 | 路線名 | 区間 | 主要経過地 |
|----|-----------|---|----------|
| 1 | 田井大垣自転車道線 | 起点—京都府宮津市 (田井・国定公園境界) 終点—京都府宮津市 (矢原・国定公園境界) 起点—京都府宮津市 (獅子・国定公園境界) 終点—京都府宮津市 (獅子崎・国定公園境界) | 田井、矢原、獅子 |

| 整備方針 | 旧計画との関係 |
|----------------------------|-----------------------------|
| 海岸における自然探勝のための自転車道として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |

(ウ) 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 1 5 : 道路 (歩道) 表)

| 番号 | 路線名 | 区間 | 主要経過地 |
|----|------------------|--|-------|
| 1 | 毛原探勝線 | 起点—京都府福知山市 (毛原) 終点—京都府福知山市 (毛原) | — |
| 2 | 大江山与謝峠・大江山憩いの広場線 | 起点—京都府福知山市 (大江山・歩道分岐点) 終点—京都府与謝郡与謝野町 (与謝峠) 終点—京都府与謝郡与謝野町 (大江山憩いの広場) | 赤石ヶ岳 |
| 3 | 三岳山登山線 | 起点—京都府福知山市 (喜多・国定公園境界) 終点—京都府福知山市 (野際・国定公園境界) 終点—京都府福知山市 (下野条) | 三岳神社 |
| 4 | 西方寺平下見谷線 | 起点—京都府舞鶴市 (西方寺平・国定公園境界) 終点—京都府舞鶴市 (西方寺平・国定公園境界) 起点—京都府舞鶴市 (赤岩山・国定公園境界) 終点—京都府舞鶴市 (下見谷・国定公園境界) | 赤岩山 |

| 整備方針 | 旧計画との関係 |
|-------------------|---------|
| 毛原における探勝路として整備する。 | 新規 |
| 大江山の縦走路として整備する。 | 新規 |
| 三岳山の登山路として整備する。 | 新規 |
| 赤岩山の登山路として整備する。 | 新規 |

| 番号 | 路線名 | 区間 | 主要経過地 |
|----|--------|--|---|
| 5 | 近畿自然歩道 | 起点—京都府宮津市（獅子崎・国定公園境界） 終点—京都府宮津市（獅子崎・国定公園境界） 起点—京都府宮津市（滝馬・国定公園境界） 終点—京都府宮津市（杉末・国定公園境界） 起点—京都府宮津市（杉末・国定公園境界） 終点—京都府宮津市（須津・国定公園境界） 起点—京都府宮津市（文珠・国定公園境界） 終点—京都府宮津市（江尻・国定公園境界） 起点—京都府宮津市（大垣・国定公園境界） 終点—京都府宮津市（中野・国定公園境界） 起点—京都府与謝郡与謝野町（弓木・国定公園境界） 終点—京都府与謝郡与謝野町（弓木・国定公園境界） 起点—京都府与謝郡伊根町（大原・国定公園境界） 終点—京都府与謝郡伊根町（平田・国定公園境界） 起点—京都府与謝郡伊根町（新井・国定公園境界） 終点—京都府与謝郡伊根町（大原・国定公園境界） 起点—京都府与謝郡伊根町（泊・国定公園境界） 終点—京都府与謝郡伊根町（新井・国定公園境界） 起点—京都府与謝郡伊根町（野室・国定公園境界） 終点—京都府与謝郡伊根町（津母・国定公園境界） 起点—京都府与謝郡伊根町（本庄浜・国定公園境界） 終点—京都府与謝郡伊根町（野室・国定公園境界） 起点—京都府京丹後市（袖志） 終点—京都府京丹後市（袖志） 起点—京都府京丹後市（此代・国定公園境界） 終点—京都府京丹後市（竹野・国定公園境界） 起点—京都府京丹後市（竹野・国定公園境界） 終点—京都府京丹後市（間人・国定公園境界） 起点—京都府京丹後市（三津・国定公園境界） 終点—京都府京丹後市（三津・国定公園境界） 起点—京都府京丹後市（掛津・国定公園境界） 終点—京都府京丹後市（小浜・国定公園境界） | 由良浜 獅子崎 須津峠 天橋立集団 施設地区 成相寺 大内峠 新井 泊 経ヶ岬 丹後松島 犬ヶ岬 後ヶ浜 琴引浜 |

| 整備方針 | 旧計画との関係 |
|----------------|------------------------|
| 近畿自然歩道として整備する。 | 平成9.12.16 環境庁告示第98号 |

| 番号 | 路線名 | 区間 | 主要経過地 |
|----|-------------|---|------------------------------------|
| 5 | 近畿自然歩道 | 起点—京都府京丹後市（碓高原・国定公園境界） 終点—京都府京丹後市（碓高原・国定公園境界） 起点—京都府与謝郡伊根町（碓高原・国定公園境界） 終点—京都府与謝郡伊根町（碓高原・国定公園境界） 起点—京都府与謝郡伊根町（田坪・国定公園境界） 終点—京都府京丹後市（太鼓山・国定公園境界） 起点—京都府京丹後市（須川・国定公園境界） 終点—京都府京丹後市（五十河・国定公園境界） 起点—京都府与謝郡与謝野町（男山・国定公園境界） 終点—京都府与謝郡与謝野町（岩滝・国定公園境界） 起点—京都府与謝郡与謝野町（岩滝・国定公園境界） 終点—京都府与謝郡与謝野町（板列・国定公園境界） 起点—京都府与謝郡与謝野町（板列・国定公園境界） 終点—京都府与謝郡与謝野町 （大内峠・国定公園境界） | 碓高原、太鼓山、須川、味土野、内山、板列展望台 |
| | | 起点—京都府宮津市（小田・国定公園境界） 終点—京都府宮津市（辛皮・国定公園境界） 起点—京都府宮津市 （航空管制塔（鬼の岩屋）・国定公園境界） 終点—京都府福知山市（城山・国定公園境界） 起点—京都府福知山市（城山・国定公園境界） 終点—京都府福知山市（内宮） | 普甲峠、鬼の岩屋、鍋塚、鳩ヶ峰、大江山山頂、鬼嶽稻荷神社、元伊勢内宮 |
| 6 | 大フケ湿原・木子探勝線 | 起点—京都府宮津市（上世屋） 終点—京都府宮津市（木子・国定公園境界） 終点—京都府宮津市（上世屋） | 大フケ湿原（周回） |
| 7 | 内山探勝線 | 起点—京都府宮津市（上世屋） 終点—京都府京丹後市（内山） | 内山山頂 |
| 8 | 無双岬線 | 起点—京都府宮津市（小田宿野・国定公園境界） 終点—京都府宮津市（越浜・国定公園境界） | 無双岬 |

| 整備方針 | 旧計画との関係 |
|-------------------------|-----------------------------|
| 世屋高原における近畿自然歩道として整備する。 | 新規 |
| 大江山周辺における近畿自然歩道として整備する。 | 新規 |
| 大フケ湿原及び木子の探勝路として整備する。 | 新規 |
| 内山ブナ林の探勝路及び連絡道として整備する。 | 新規 |
| 無双岬における自然探勝路として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |

| 番号 | 路線名 | 区間 | 主要経過地 |
|----|----------|--|--------|
| 9 | 雪舟観線 | 起点—京都府宮津市（獅子・歩道分岐点） 終点—京都府宮津市（獅子・国定公園境界） | — |
| 10 | 滝上山線 | 起点—京都府宮津市（杉末・国定公園境界） 終点—京都府宮津市（日吉神社・歩道合流点） | 滝上山 |
| 11 | 奈具海岸線 | 起点—京都府宮津市（脇） 終点—京都府宮津市（由良・国定公園境界） | — |
| 12 | 由良ヶ岳登山線 | 起点—京都府宮津市（由良・国定公園境界） 終点—京都府宮津市（由良ヶ岳・国定公園境界） | — |
| 13 | 杉山登山線 | 起点—京都府宮津市（今福・国定公園境界） 終点—京都府宮津市（杉山） | — |
| 14 | 依遅ヶ尾山登山線 | 起点—京都府京丹後市（矢畑・国定公園境界） 終点—京都府京丹後市（依遅ヶ尾山） | — |
| 15 | 掛津三津線 | 起点—京都府京丹後市（掛津・車道分岐点） 終点—京都府京丹後市（掛津・国定公園境界） 起点—京都府京丹後市（掛津・国定公園境界） 終点—京都府京丹後市（三津） | 遊、三津海岸 |

| 整備方針 | 旧計画との関係 |
|----------------------|-----------------------------|
| 天橋立を眺望する探勝路として整備する。 | 平成 9. 12. 16 環境庁告示第 98 号 |
| 滝上山の登山路として整備する。 | 平成 9. 12. 16 環境庁告示第 98 号 |
| 奈具海岸を眺望する探勝路として整備する。 | 平成 9. 12. 16 環境庁告示第 98 号 |
| 由良ヶ岳の登山路として整備する。 | 新規 |
| 杉山の登山路として整備する。 | 新規 |
| 依遅ヶ尾山の登山路として整備する。 | 新規 |
| 海岸における自然探勝路として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |

| 番号 | 路線名 | 区間 | 主要経過地 |
|----|----------|---|---------------|
| 16 | 小金山登山線 | 起点—京都府京丹後市（中山） 終点—京都府京丹後市（野中） 終点—京都府京丹後市（来見谷） | 小金山 |
| 17 | 金剛童子山登山線 | 起点—京都府京丹後市（味土野） 終点—京都府京丹後市（味土野） | 金剛童子山 （周回） |
| 18 | 権現山登山線 | 起点—京都府与謝郡伊根町 （河来見・国定公園境界） 終点—京都府与謝郡伊根町 （河来見・国定公園境界） | 権現山 （周回） |
| 19 | 鷲岬線 | 起点—京都府与謝郡伊根町（平田・車道分岐点） 終点—京都府与謝郡伊根町（亀島・国定公園境界） 起点—京都府与謝郡伊根町（亀島・国定公園境界） 終点—京都府与謝郡伊根町（亀島・国定公園境界） | 亀島、鷲岬 |
| 20 | 雲岩公園加悦奥線 | 起点—京都府与謝郡与謝野町 （雲岩公園・国定公園境界） 終点—京都府与謝郡与謝野町 （加悦奥・国定公園境界） | — |
| 21 | 加悦奥峠滝峠線 | 起点—京都府与謝郡与謝野町（加悦奥峠） 終点—京都府与謝郡与謝野町（滝峠） | 権現山 |
| 22 | 滝深山線 | 起点—京都府与謝郡与謝野町（滝） 終点—京都府与謝郡与謝野町（深山） | — |
| 23 | 池ヶ成線 | 起点—京都府与謝郡与謝野町（温江） 終点—京都府与謝郡与謝野町（温江・歩道合流点） | — |

| 整備方針 | 旧計画との関係 |
|---------------------------|----------------------------|
| 小金山の登山路として整備する。 | 新規 |
| 金剛童子山の登山路として整備する。 | 新規 |
| 権現山の登山路として整備する。 | 新規 |
| 鷲岬における自然探勝路として整備する。 | 平成 12. 9. 1 京都府告示第 56 号 |
| 雲岩公園から加悦奥へのハイキング路として整備する。 | 新規 |
| 権現山の登山路として整備する。 | 新規 |
| 滝のツバキの探勝路として整備する。 | 新規 |
| 池ヶ成公園から山稜線までの連絡路として整備する。 | 新規 |

エ 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表 1 6 : 運輸施設表)

| 番号 | 路線名 | 種類 | 位置又は区間 |
|----|--------|--------|---------------------------------|
| 1 | 宮津一の宮線 | 船舶運送施設 | 起点—京都府宮津市（宮津） 終点—京都府宮津市（一の宮） |

| 主要経過地 | 整備方針 | 旧計画との関係 |
|-------|--------------|-----------------------------|
| 天橋立 | 観光航路として整備する。 | 平成 2. 4. 24 京都府告示第 297 号 |

4 参考事項

(1) 指定動植物

ア 特別地域

(ア) 指定植物

特別地域において、採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。

(表 17 : 指定植物)

| 科 名 | 種 名 |
|---------|--|
| ミズゴケ | ミズゴケ属 |
| イワヒバ | エゾヒメクラマゴケ |
| ウラボシ | オシヤグジデンド |
| ヤドリギ | オオバヤドリギ |
| ナデシコ | ハマハコベ |
| キンポウゲ | ミスミソウ (スハマソウ、ケスハマソウを含む。) |
| メギ | トキワイカリソウ、ウラジロイカリソウ |
| ウマノスズクサ | アツミカンアオイ |
| ベンケイソウ | ミヤママンネングサ |
| バラ | ハマナス、ミツバイワガサ |
| ハマビシ | ハマビシ |
| トウダイグサ | イワタイゲキ |
| スマレ | テリハタチツボスマレ |
| ツツジ | サイコクミツバツツジ、コバノミツバツツジ |
| リンドウ | リンドウ、センブリ |
| シソ | タジマタムラソウ、ハイタムラソウ、イブキジャコウソウ (イワジャコウソウを含む。) |
| ゴマノハグサ | トウテイラン |
| スイカズラ | ヤマヒョウタンボク |
| オミナエシ | オオキンレイカ |
| キキョウ | キキョウ |
| キク | ハマベノギク、ワカサハマギク、オハラメアザミ |
| ユリ | アサツキ、ヤマラッキョウ、ハマカンゾウ、コオニユリ |
| アヤメ | ノハナショウブ |
| サトイモ | ムサシアブミ |
| カヤツリグサ | ダイセンスゲ |
| ラン | キンラン、シュンラン、ホクリクムヨウラン、ムヨウラン、コ克蘭、フウラン、ジンバイソウ、オオバノトンボソウ |

この資料中の地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図及び2万5千分の1地形図を複製したものである。（承認番号 平20業複、第67号）